

第3期 日置市障がい者計画



平成29年3月
鹿児島県日置市

はじめに

現在、日置市では約 3,700人の方が障がい者手帳を所持しています。身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、療育手帳・精神保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。また、指定難病の増加や発達障がい児の保護者の理解、早期気付き・早期支援の体制整備などにより、障害福祉サービスを利用する方は年々増加しております。

本市では、平成24年3月に策定しました「第2期日置市障がい者計画」における「自分らしく、共に理解し共に支えあうまちづくりの推進」という基本理念の下、障がいの有無にかかわらず、共に支え合う共生社会の実現へ向けて取り組んでまいりました。

一方で、国の障がい者施策におきましては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいのある方への不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供が求められるようになりました。

本計画は、国の動向などを踏まえ「地域で生き、共に支え合う、交流のまちづくりの推進」を基本理念に策定したものであります。

障がいのある方を取り巻く環境はめまぐるしく変化しております。障がいのある方が社会において安心して生活を送ることができるよう丁寧な支援体制を構築し、障がいの有無にかかわらず、全ての人が共生できる社会を目指してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました市民の皆様や計画策定に御尽力いただきました日置市障がい者計画等検討委員会の委員の皆様へ心から感謝申し上げます。

平成29年3月

日置市長

宮路高光

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の法的位置づけ	4
(3)	障がい者計画と障がい福祉計画の関係	5
(4)	根拠法と上位・関連計画との整合	6

第2章 障がい者を取りまく現状

1	障がい者の現状	7
(1)	人口構成の推移	7
(2)	各障がい者の状況	8
2	アンケート調査から見た障がい者の意識	11
(1)	調査の概要	11
(2)	調査結果の概要	12

第3章 障がい者計画

1	基本的な方針	26
(1)	基本理念	26
(2)	重点施策	27
2	施策の体系	29
3	施策の展開	30

重点施策1 『障がいに対する理解の促進』

(1)	権利の擁護	30
(2)	虐待の防止	32
(3)	啓発・広報	33

重点施策2 『障がい者の社会参加の促進』

(1)	就労のための支援	35
(2)	スポーツ・レクリエーションなどの振興	36
(3)	情報バリアフリー化の促進	37
(4)	障がい福祉関係団体の支援	38

重点施策3 『選択可能な福祉サービスの充実』

(1)	生活の場の拡充	39
-----	---------	----

(2) 保健、介護などによる支援	41
(3) 障がい児支援の充実	43
(4) 相談支援体制の充実	46
(5) 防災・防犯体制の充実	48
(6) 生活環境の充実	51

第4章 参考資料

1 日置市障がい者計画等検討委員会委員名簿	53
2 日置市障がい者計画等検討委員会設置要綱	54
3 用語解説	56

「障害」に係る「がい」の字に対する取扱いについて

本計画では、「障害」と「障がい」の2種類の表記をしています。法律や制度にもとづく固有名詞は「障害」、それ以外は「障がい」と表記しています。

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

近年、少子高齢化が進む中で、福祉におけるニーズはますます複雑多様化しており、私たちが取り巻く社会生活において、障がいのあるすべての人が安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

本市では、平成 23 年度に、「日置市障がい者計画及び障がい福祉計画」を策定し、「自分らしく、共に理解し共に支え合うまちづくりの推進」を基本理念に、また「自立した生活の実現」、「共に支え合う共生社会の実現」、「安心・安全な社会環境などの整備」の 3 つの重点施策を掲げて、障がい者施策の総合的・計画的な推進を行なってまいりました。

国においては、平成 18 年 4 月に障がい者の自立した生活支援を目的に、身体・知的・精神の各障がい種別ごとの福祉サービスが一元化され、障がい者の地域生活や就労促進などを目的とする「障害者自立支援法」が施行されました。

平成 23 年 6 月には、障がい者の虐待防止、虐待を受けた障がい者の保護や自立支援、障がい者の養護者支援を行うことなど、障がい者の権利利益の擁護を目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され、平成 24 年 10 月に施行されました。

平成 23 年 8 月には、「障害者基本法」の改正も行われ、心身機能の障がいだけではなく、社会的制度や慣行などの影響で生活が制限される人も障がい者として定義し、障がいの有無に関係なく全ての国民が共生する社会の実現を目指すものとされました。

平成 24 年には、障害者自立支援法に代わり、「利用者負担の見直し」、「グループホームやケアホーム利用助成制度の創設」、「障害程度区分の見直し」などに関する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成 24 年 6 月に成立され、障害福祉サービス等の対象範囲に難病等が加えられる等の見直しが図られました。

平成 25 年 6 月には、「障害者基本法」第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消・推進を目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

以上のように、障がいのある人を取り巻く環境は年々変化しており、本市でも国の障がい者制度の動向を考慮したさらなる障がい者施策を展開していく必要があります。

平成 26 年度には障害者総合支援法の規定により、日置市障がい福祉計画を策定し、平成 27 年度からの 3 年間における障害福祉サービスの具体的な数値目標を定めています。

今回の計画は障害者基本法に規定される障がい者のための施策に関する基本的な計画となります。そこで本市は、これまで推進してきた障がい者計画の施策・事業の進捗状況を振り返るとともに、長期において総合的・計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、「日置市障がい者計画」を策定しました。

図表 1-1 1970 年以降の障がい者福祉の主な流れ

年	主な事項
1970	心身障害者対策基本法制定
1972	身体障害者福祉法改正
1973	療育手帳制度通知（旧厚生省）
1974	特別児童扶養手当等の支給に関する法律制定
1979	養護学校義務制実施
1981	障害に対する養護の整理のための医師法等の一部を改正する法律制定
1982	「障害者対策に関する長期計画」策定
1984	身体障害者福祉法改正
1986	障害基礎年金創設
1987	障害者の雇用の促進等に関する法律制定 「障害者対策に関する長期計画後重点施策」策定
	精神保健法制定
1993	「障害者対策に関する新長期計画」策定
	精神保健法改正
	障害者基本法制定
1994	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律（ハードビル法）制定
1995	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律制定 「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」策定
1997	精神保健福祉士法制定
1999	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律制定 民法改正等「成年後見制度」関連4法制定
2000	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）制定
2002	身体障害者補助犬法制定 「障害者基本計画」及び「重点施策5か年計画（新障害者プラン）」策定
2003	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律制定 支援費制度開始
2004	障害者基本法の一部を改正する法律制定
2005	障害者自立支援法制定
2006	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行（12月） 教育基本法の改正（12月）
2007	改正障害者基本法の施行（4月）
2009	改正障害者雇用促進法の施行（4月） 障がい者制度改革推進本部設置の閣議決定（12月）
2010	障害者自立支援法等の一部改正法成立（12月）
2011	障害者基本法改正案を障がい者制度改革推進本部が決定（3月） 障害者虐待防止法の施行（6月） 障害者基本法の一部を改正する法律（8月）
2013	障害者優先調達推進法（4月） 「障害者自立支援法」の撤廃と「障害者総合支援法」の施行（4月）
2016	改正障害者雇用促進法の施行（4月） 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（4月）

■ 最近の動き

障がい者制度改革推進の最近の動き（国）

■ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

平成 22 年 6 月	「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定 ・障がいを理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について検討
平成 25 年 4 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」閣議決定・国会提出
平成 25 年 6 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布
平成 28 年 4 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行

図表 1-2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の概要

区分	主な内容
①法律の趣旨 平成 28 年 4 月 1 日施行	障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための法律
②法律の概要	①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること。 ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。 ③行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。 ④相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障がいを理由とする差別を解消するための支援措置。
③障がいを理由とする差別の内容、及び求められる配慮	「障がいを理由とする差別の内容」とは、障がいを理由とした、正当な理由が無いサービス提供の拒否、制限、条件を付ける行為。 また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、負担になり過ぎない範囲での社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行なうことが求められます。

図表 1-3 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のポイント

	不当な差別的扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	不当な差別的取扱いが禁止されます。	障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 (個人事業者、NPO等の 非営利事業者も含む)		障がい者に対し、合理的配慮を行なうよう努めなければなりません。

(2) 計画の法的位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に定める「障がい者計画」であり、本市における第 2 期の「障がい者計画」に基づき実施してきた本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後 4 年間の基本的な方向性や取り組むべき施策を示しています。

なお、本計画においては、第 3 章「障がい者計画」を本市における障がい者計画と位置づけま
す。

=根拠法令（抜粋）=

障害者基本法

第 11 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法

第 88 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。



みんなで楽しく作品づくり

(3) 障がい者計画と障がい福祉計画の関係

障がい者計画は、障がい者の自立と社会参加を図るため、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がい者に関する基本的な計画として策定する計画です。一方、障がい福祉計画は、障害者基本法の基本理念にのっとり、必要な障害福祉サービスの提供体制を確保するために、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第87条第1項の規定により定められた国の基本指針に即して、第88条第1項の規定に基づき策定する計画です。障がい者計画は、障がい福祉計画を内包した計画となります。

日置市総合計画

H28～H37年度

『住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき』

【保健・医療・福祉分野の基本目標】

笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり

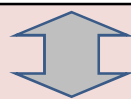
日置市地域福祉計画

H25～H29年度

いつでも安全・安心なひおきで、いつまでもいきいき健やかに、共に暮らし共に支え合う、福祉のまちづくり

【基本目標】

- ① 自立した生活を送るための利用者本位の福祉制度の充実
- ② 地域住民などの参加や支え合いによる地域福祉のまちづくり
- ③ 安全で、安心して、誰もが快適に暮らせるまちづくり
- ④ いきいきとふれあいあふれる健康なまちづくり
- ⑤ 福祉のこころづくり



日置市障がい者計画

H29～H32年度

■障がい者施策全般についての基本計画

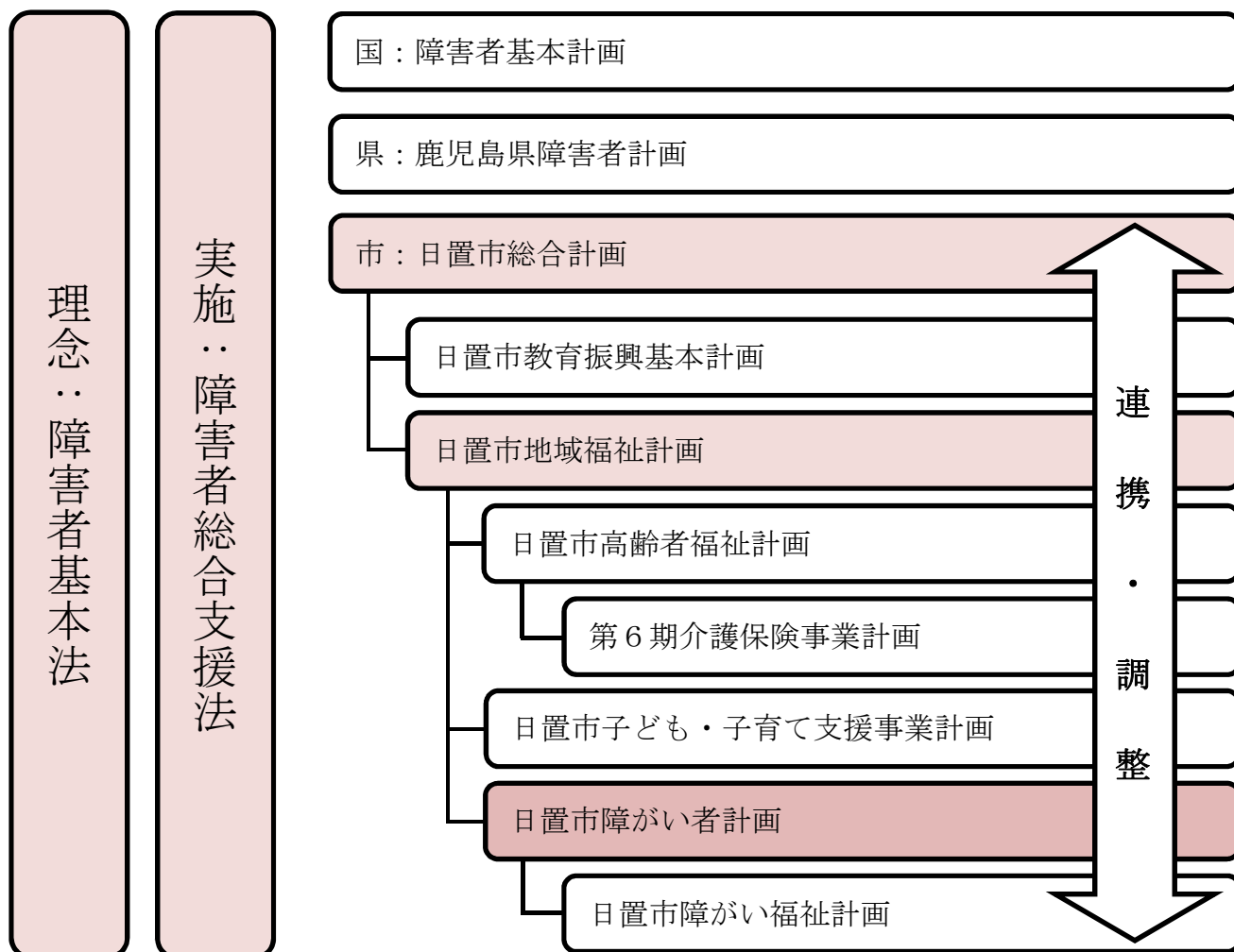
日置市障がい福祉計画

H27～H29年度

■障害福祉サービスなどの見込み量との方策

(4) 根拠法と上位・関連計画との整合

国の「障害者基本計画」、「障害者総合支援法」等の理念と趣旨を十分踏まえるとともに、「日置市総合計画」及び関連計画との連携・調整を図ります。



(5) 計画の期間

障がい者計画に関しては、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

図表 1-4 計画の期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい者計画	5 年計画 (第 2 期)		4 年計画 (第 3 期)			
		策定				策定
障がい福祉計画	3 年計画 (第 4 期)			3 年計画 (第 5 期)		
			策定			策定

第2章

障がい者を取りまく現状

1 障がい者の現状

(1) 人口構成の推移

本市の総人口は、減少傾向となっています。老年人口は年々増加していますが、生産年齢人口は減少しています。

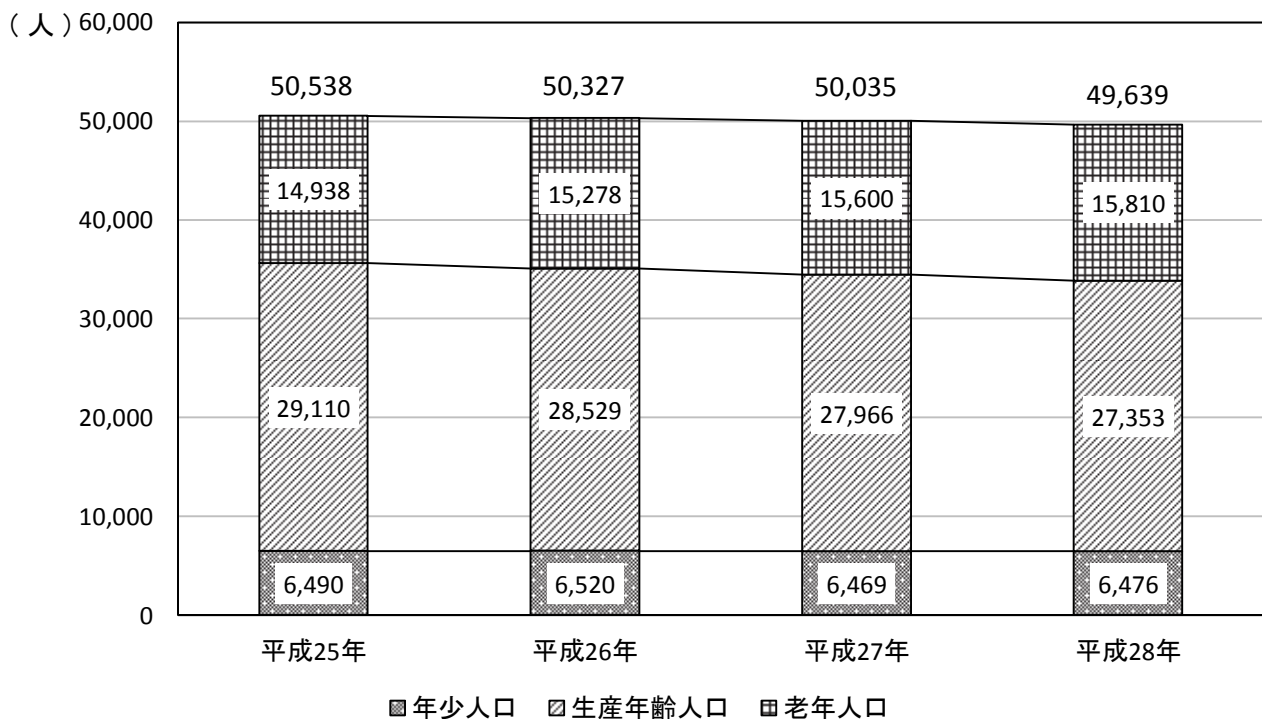
図表 2-1 年齢3区分別の人口推移

(単位：人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
年少人口 (0～14 歳)	6,490	6,520	6,469	6,476
生産年齢人口 (15～64 歳)	29,110	28,529	27,966	27,353
老年人口 (65 歳以上)	14,938	15,278	15,600	15,810
総人口	50,538	50,327	50,035	49,639

(資料：住民基本台帳参照 各年 4 月 1 日現在)

図表 2-2 年齢3区分の人口推移 (平成 25～28 年)



(2) 各障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者

本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成27年度には2,993人となっています。身体障がいの内訳には、「肢体不自由」が最も多く、全体の54.4%を占めています。

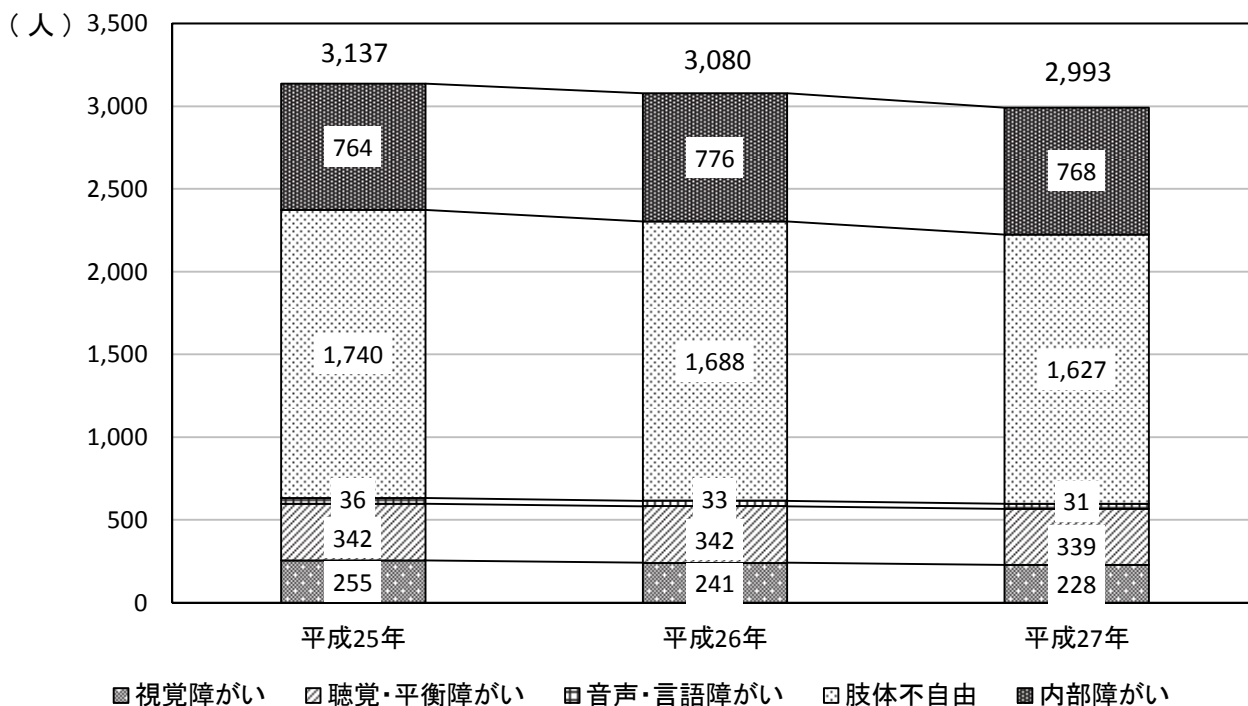
図表 2-3 身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	障がい者	障がい児	全体	障がい者	障がい児	全体	障がい者	障がい児	全体
視覚障がい	251	4	255	237	4	241	225	3	228
聴覚・平衡障がい	336	6	342	336	6	342	334	5	339
音声・言語障がい	36	0	36	33	0	33	31	0	31
肢体不自由	1,716	24	1,740	1,664	24	1,688	1,605	22	1,627
内部障がい	758	6	764	768	8	776	760	8	768
計	3,097	40	3,137	3,038	42	3,080	2,955	38	2,993

(資料：庁内資料 各年度3月末現在)

図表 2-4 身体障害者手帳所持者の内訳 (平成25～27年度)



②療育手帳所持者

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 27 年度には 604 人となっています。

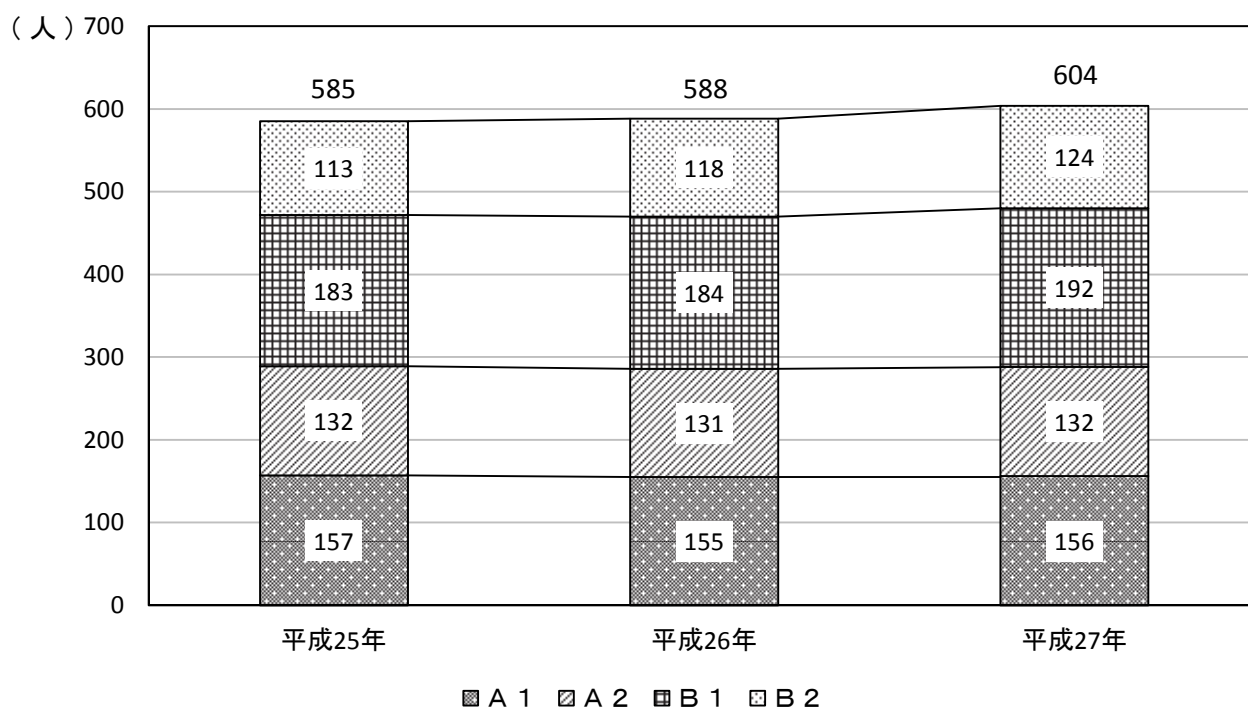
図表 2-5 療育手帳所持者の推移

(単位：人)

	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	障がい者	障がい児	全体	障がい者	障がい児	全体	障がい者	障がい児	全体
A 1	139	18	157	137	18	155	144	12	156
A 2	115	17	132	115	16	131	117	15	132
B 1	159	24	183	157	27	184	166	26	192
B 2	76	37	113	83	35	118	86	38	124
計	489	96	585	492	96	588	513	91	604

(資料：庁内資料 各年度 3 月末現在)

図表 2-6 療育手帳所持者数の推移 (平成 25～27 年度)



③精神保健福祉手帳所持者

精神保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 27 年度には 226 人となっています。半数以上の 74.8%は、2 級の方が占めています。

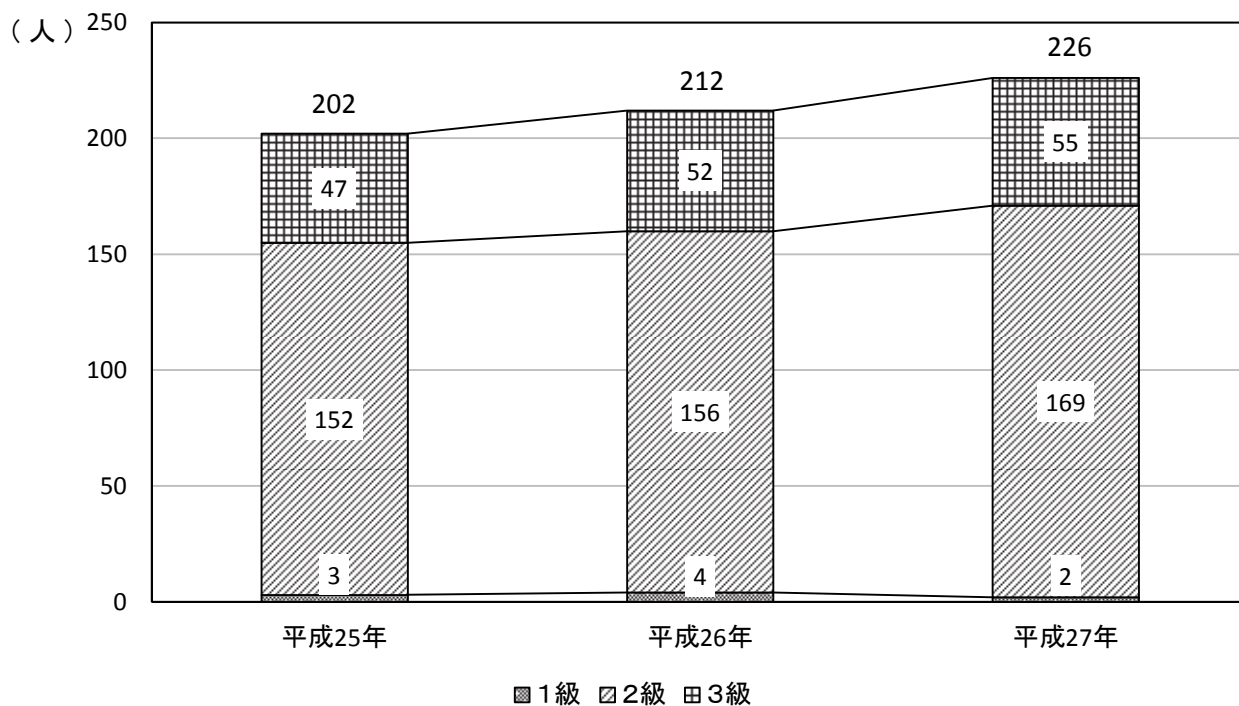
図表 2-7 精神保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 級	3	4	2
2 級	152	156	169
3 級	47	52	55
計	202	212	226

(資料：庁内資料 各年度 3 月末現在)

図表 2-8 精神保健福祉手帳所持者数の推移 (平成 25～27 年度)



2 アンケート調査から見た障がい者の意識

(1) 調査の概要

本市における障がい者・障がい児の生活実態・意識・意向を調査・分析するための基礎資料に資するため、平成26年10月から12月にかけて実施したものです。

①実施時期

平成26年10月 ～ 平成26年12月

②調査対象者（市内に在住の方4,659名、うちアンケート実施者1,000名）

1) 障害者調査	総数	実施者数	抽出率
●障害者手帳をお持ちの方	3,782人	860人	22.7%
うち 身体障害者手帳をお持ちの方	3,077人	730人	23.7%
療育手帳をお持ちの方	493人	80人	16.2%
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	212人	50人	23.6%
●施設に入所されている方	139人	20人	14.4%
●特定疾患受給者証所持者	445人	10人	2.2%
2) 障がい児調査			
●障害者手帳をお持ちの方	136人	50人	36.8%
うち 身体障害者手帳をお持ちの方	41人	20人	48.8%
療育手帳をお持ちの方	95人	30人	31.6%
●児童通所支援を利用されている方	157人	60人	38.2%

③調査方法

無作為抽出での郵送によるアンケート調査

④回収結果

回収結果は図表2-9のとおりです。

図表2-9 調査対象者数及び有効回答数

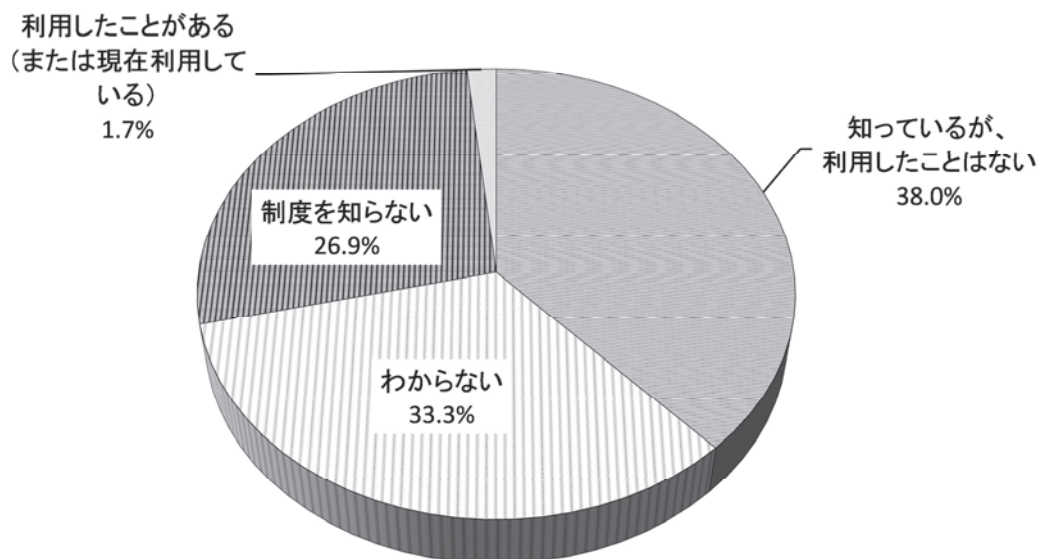
調査対象者	調査対象（人）	有効回答数（人）	有効回答率（%）
障がい者調査	890	486	54.6
障がい児調査	110	49	44.5

(2) 調査結果の概要

①障がい者の権利について

成年後見人制度に関しては、図表 2-10 のとおり制度を「知っているが利用したことはない」(38.0%) が最も多いものの、「制度を知らない」と「わからない」があわせて60.2%と半数以上を占めており、情報提供や広報活動がまだ不十分であるといえます。

図表 2-10 成年後見人制度の認知度 ※障がい者のみ

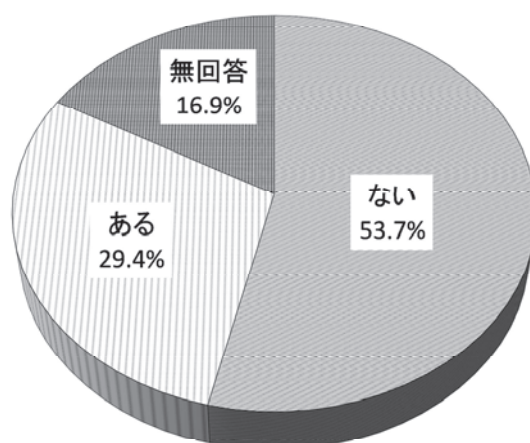


事業所での農耕作業

②障がい者への理解について

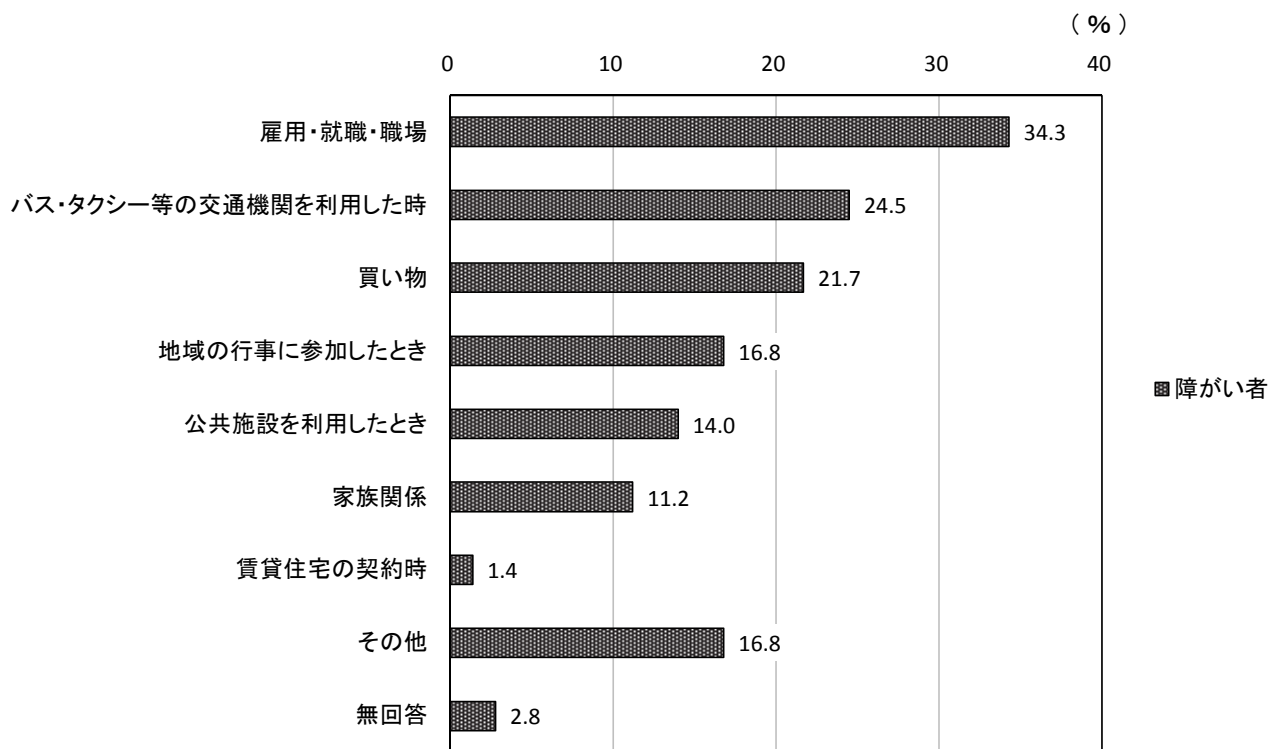
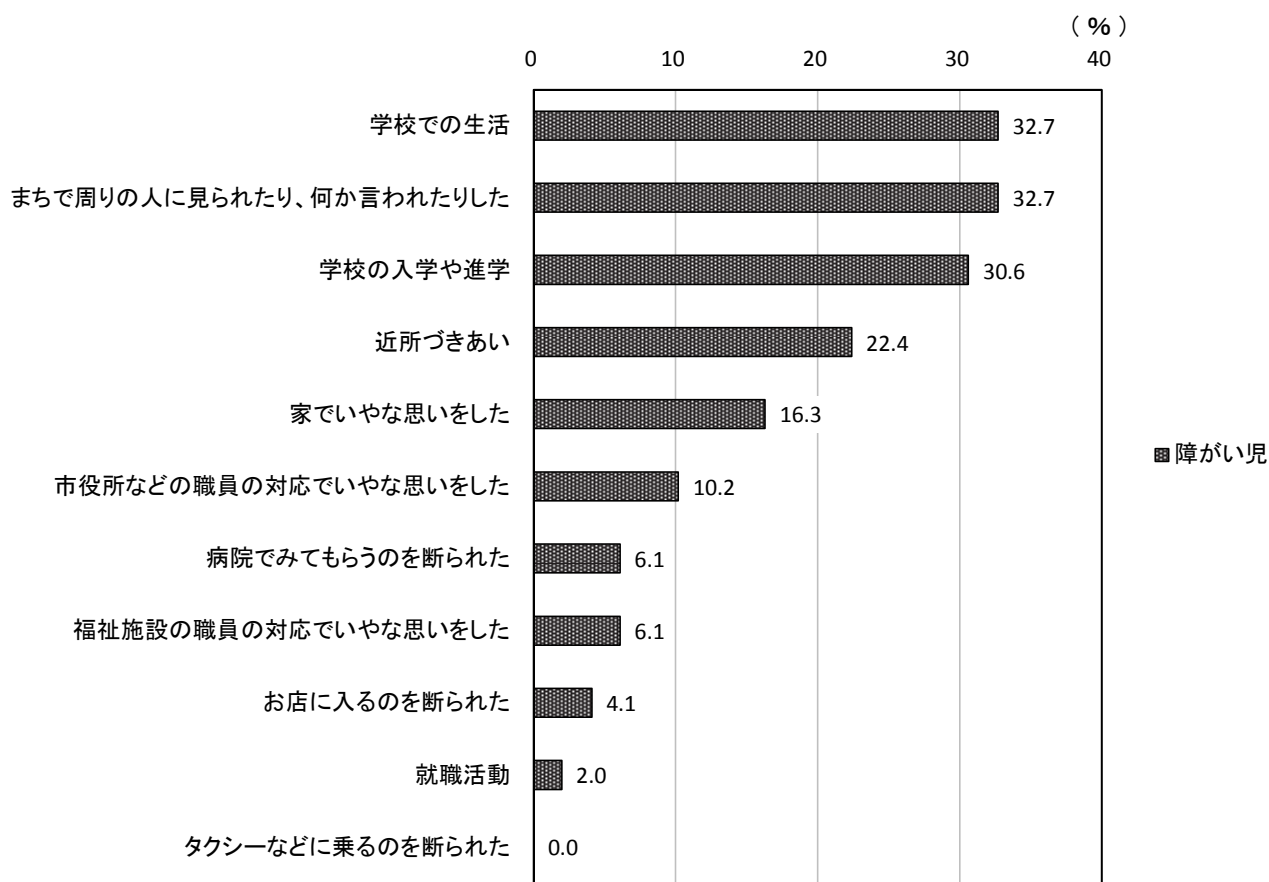
障がい者への差別・偏見については、図表 2-11 のとおり感じたことが「ない」の回答が約 2 分の 1 を占めています。「ある」のうち経験した内容は、図表 2-12 のとおり障がい児で「学校での生活」「まちで周りの人に見られたり、何か言われたりした」(32.7%) が最も多く、障がい者は「雇用・就職・職場」(34.3%)、「バス・タクシー等の交通機関を利用した時」(24.5%) の順で多くなっています。

図表 2-11 障がい者への差別、偏見の有無



みんなで協力してお菓子づくり

図表 2-12 差別、偏見をどんな時に経験したか

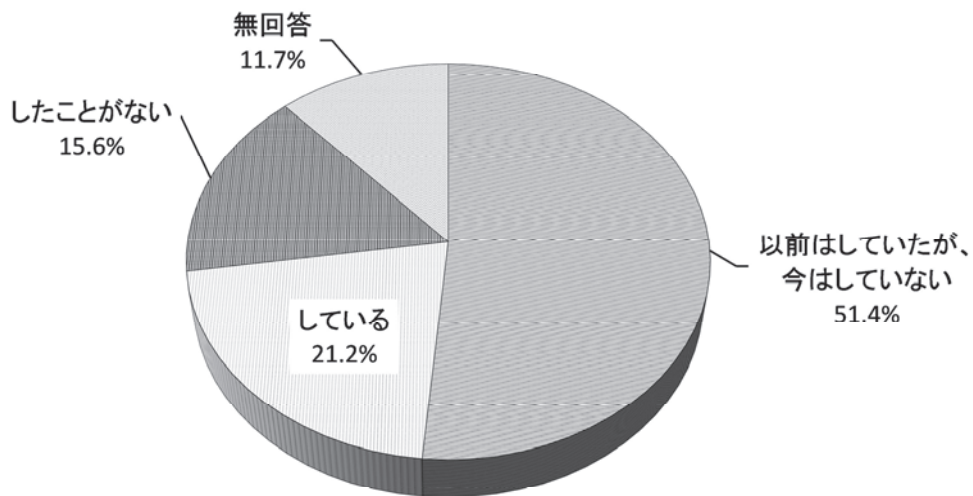


③就労について

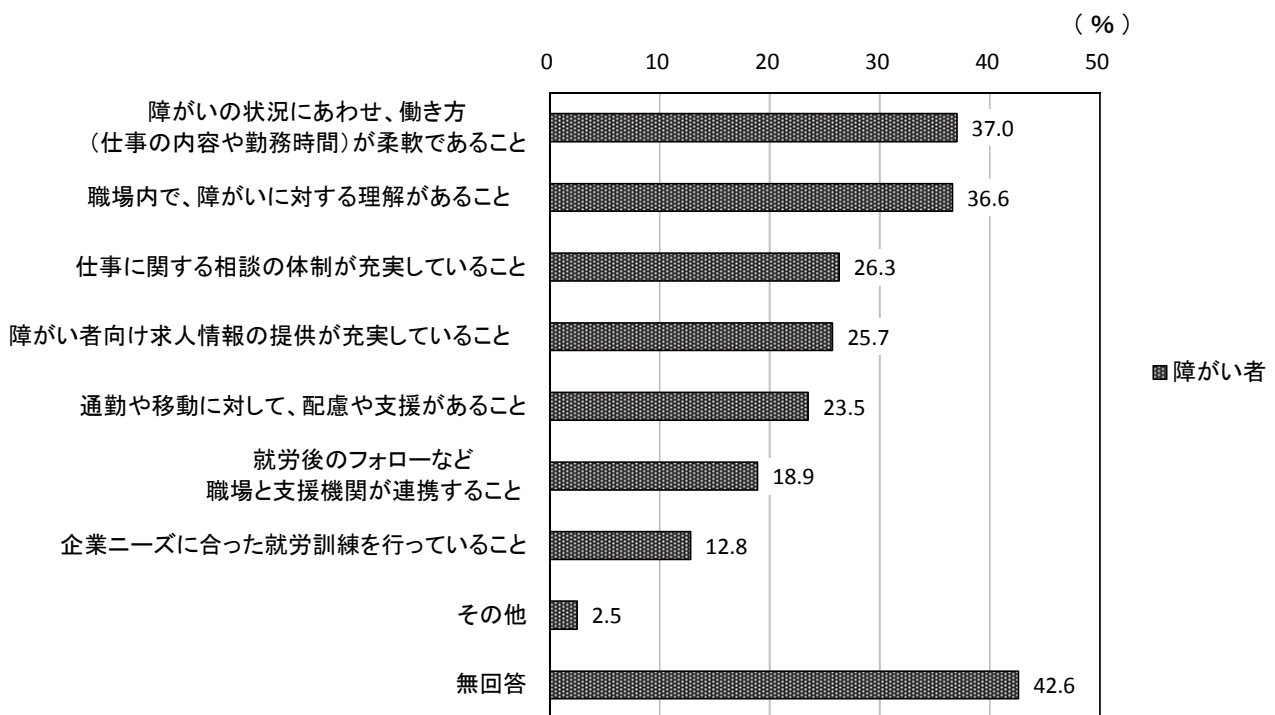
就労の状況については図表 2-13 のとおりで、現在仕事を「している」(21.2%) 方が全体の約 2 割で、「以前はしていたが、今はしていない」と「したことがない」と現在仕事をしていない方が 67.0%と半数以上を占めています。

仕事をする際の配慮については図表 2-14 のとおりで、「障がいの状況にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること」(37.0%)、「職場内で障がいに対する理解があること」(36.6%) の順となっています。

図表 2-13 現在の就労状況 ※障がい者のみ



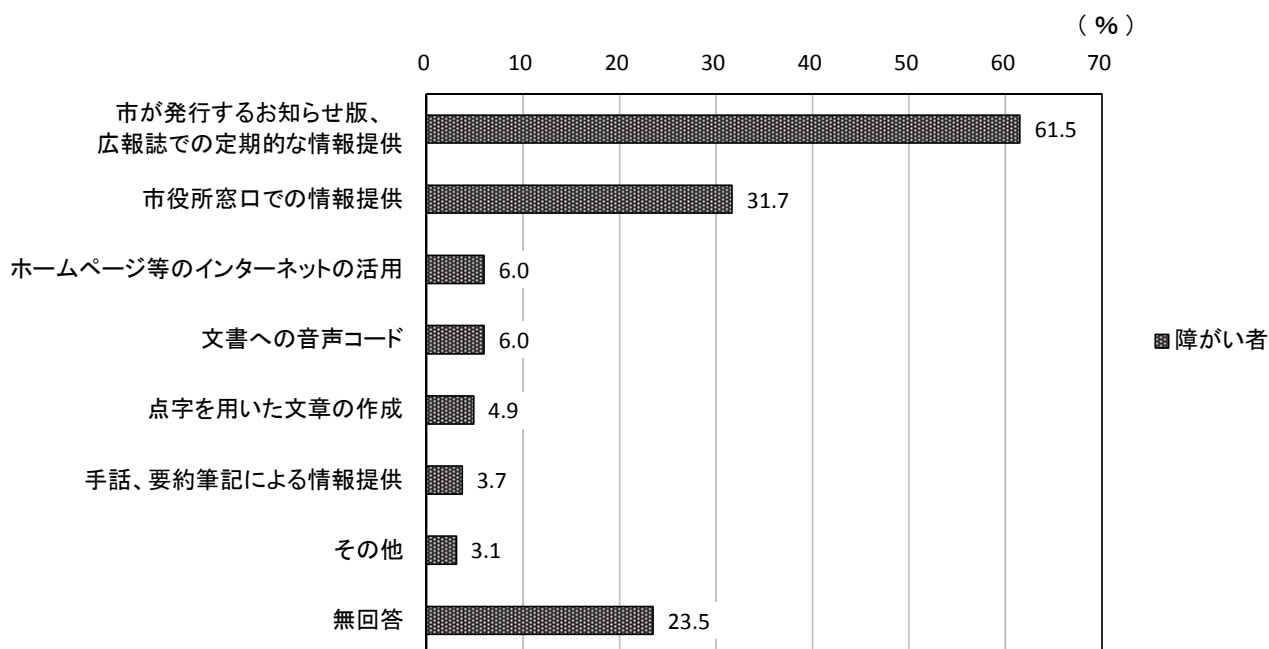
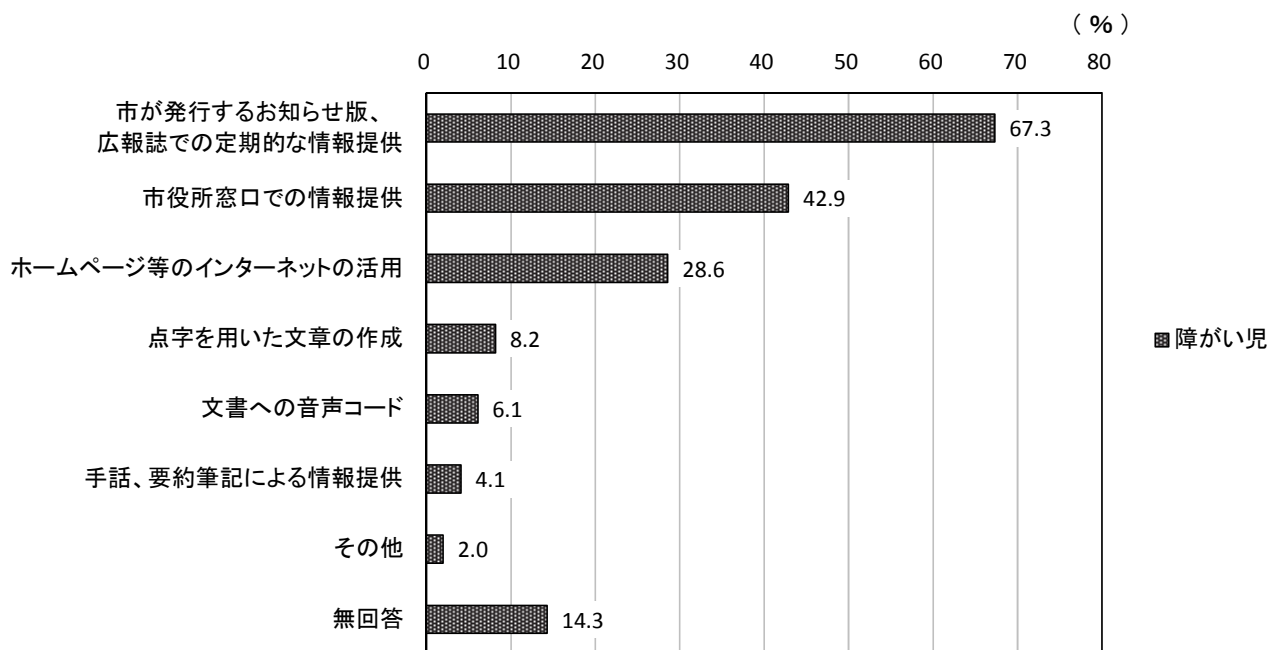
図表 2-14 会社などで仕事をする際、どのような配慮が必要か ※障がい者のみ



④情報の取得について

情報の取得については、図表 2-15 のとおりで、「市が発行するお知らせ版、広報誌での定期的な情報提供」（障がい児：67.3% 障がい者：61.5%）、「市役所窓口での情報提供」（障がい児：42.9% 障がい者：31.7%）の順となっています。

図表 2-15 行政情報を知るために必要な配慮について

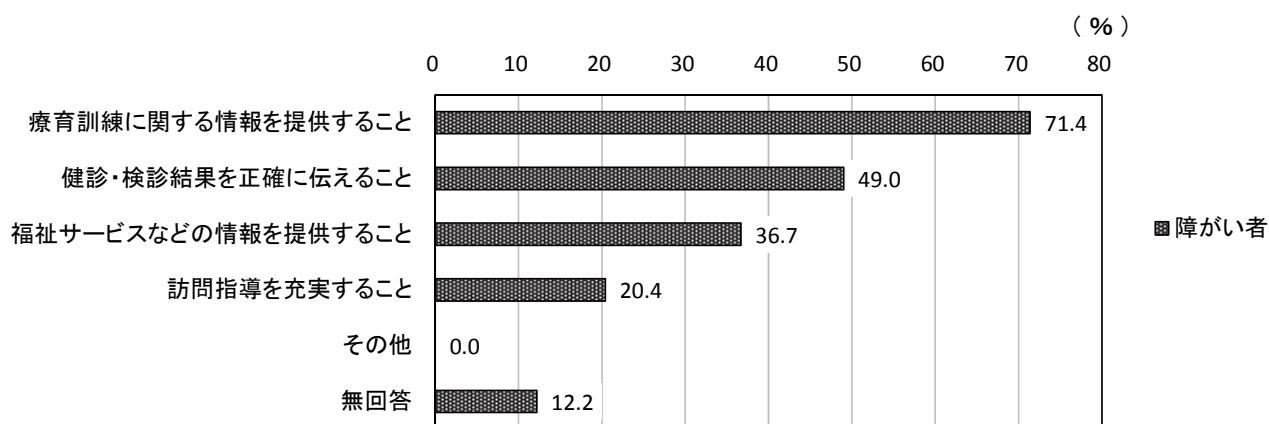


⑤母子保健や療育体制のあり方、家族介護者などの状況について（障がい児への設問）

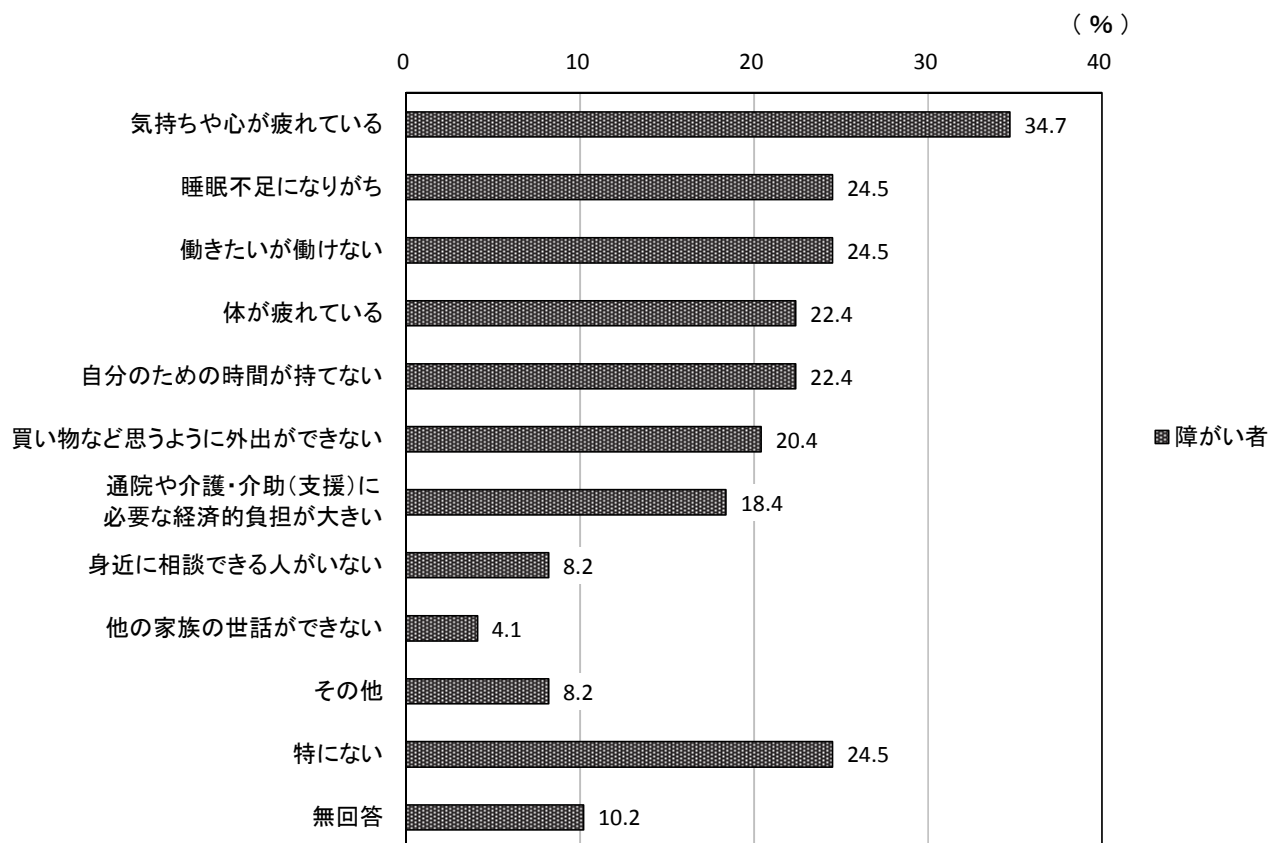
母子保健や療育体制のあり方、今後必要な取り組み（障がい児を対象とした設問）では、図表 2-16、図表 2-17 のとおりで、母子保健や療育のあり方では「療育訓練に関する情報を提供すること」（71.4%）、「健診・検診結果を正確に伝えること」（49.0%）の順となっています。

介護・介助している方が困っていることでは「気持ちや心が疲れている」（34.7%）、「睡眠不足になりがち」「働きたいが働けない」（24.5%）の順となっています。

図表 2-16 母子保健や療育のあり方について、今後必要な取り組み



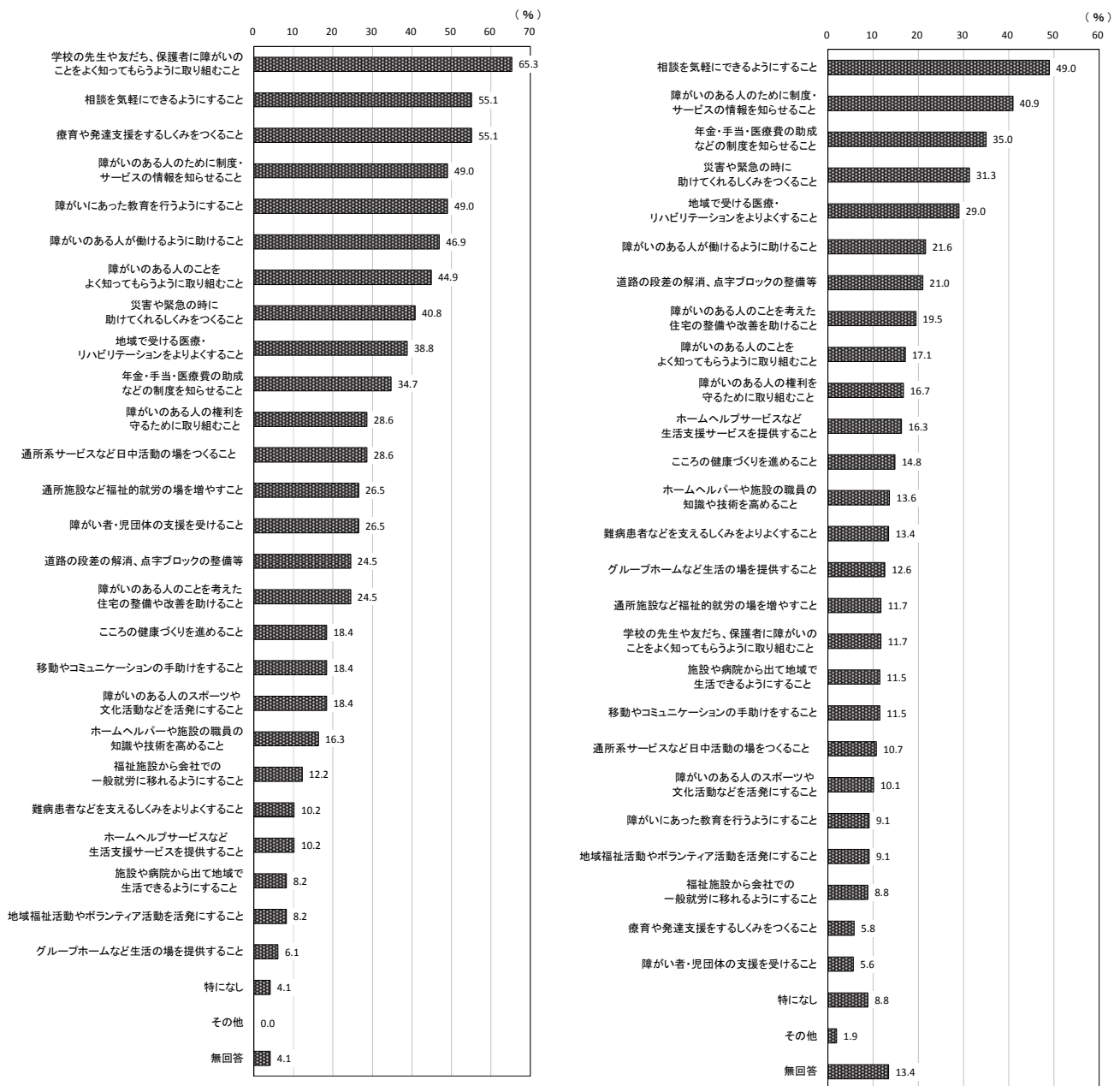
図表 2-17 介護・介助している方が困っていること



⑥障がい者施策のあり方について

障がい者施策で力を入れてほしいことについては、図表 2-18 のとおり障がい児で「学校の先生や友だち、保護者に障がいのことをよく知ってもらうように取り組むこと」(65.3%)、「相談を気軽にできるようにすること」(55.1%)、「療育や発達支援をするしくみをつくること」(55.1%)の順となっており、障がい者は「相談を気軽にできるようにすること」(49.0%)、「障がいのある人のために制度・サービスの情報を知らせること」(40.9%)、「年金・手当・医療費の助成などの制度を知らせること」(35.0%)の順で多くなっています。

図表 2-18 障がい者施策で力を入れてほしいこと (左：障がい児 右：障がい者)



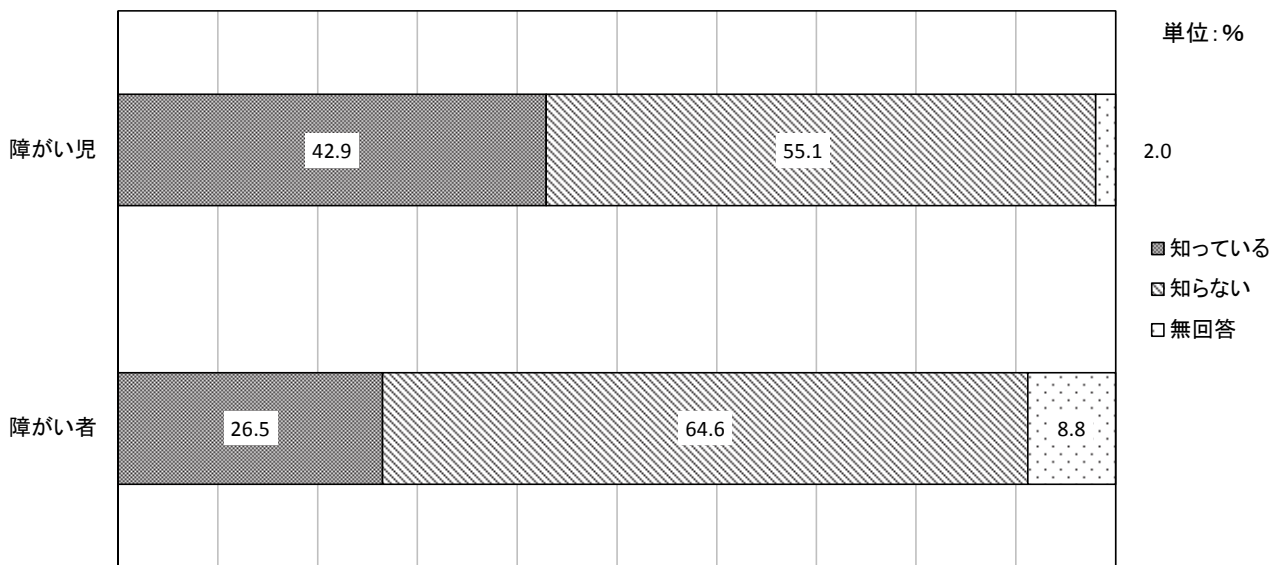
⑦相談支援について

地域にある相談支援事業所の認知度では、図表 2-19 のように障がい児で約 5 割、障がい者で約 6 割の方が「知らない」と回答しており、相談する相手は図表 2-20 のとおり、障がい児は「父母」(87.8%)、「祖父母」(46.9%)が多く、障がい者は「子ども」(50.0%)、「配偶者」(37.4%)が多くなっています。

相談する場合の機関・窓口としては、図表 2-21 のとおり障がい児は「学校及び知的障害者相談員」(61.2%)が多く、障がい者は「病院や診療所」(40.5%)、「市役所」(37.9%)の順で多くなっています。

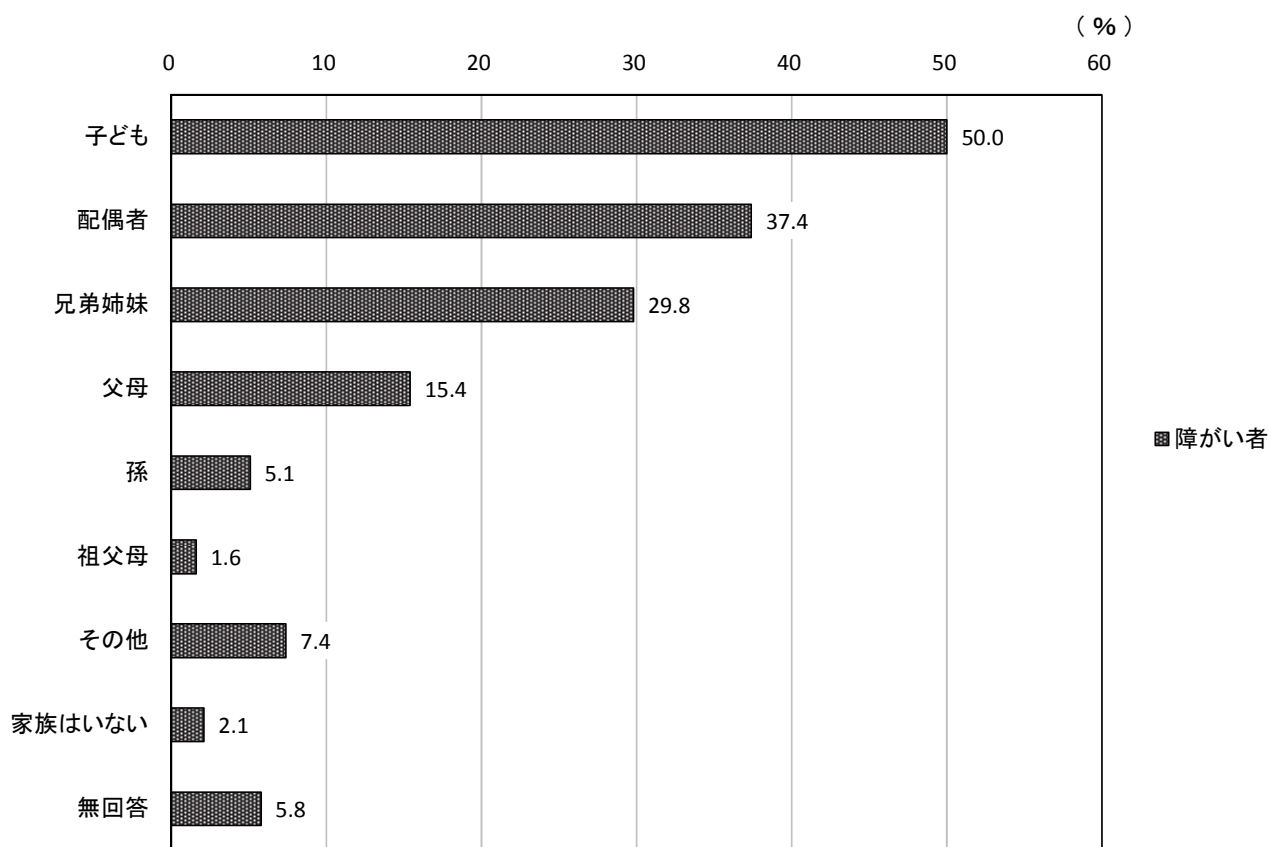
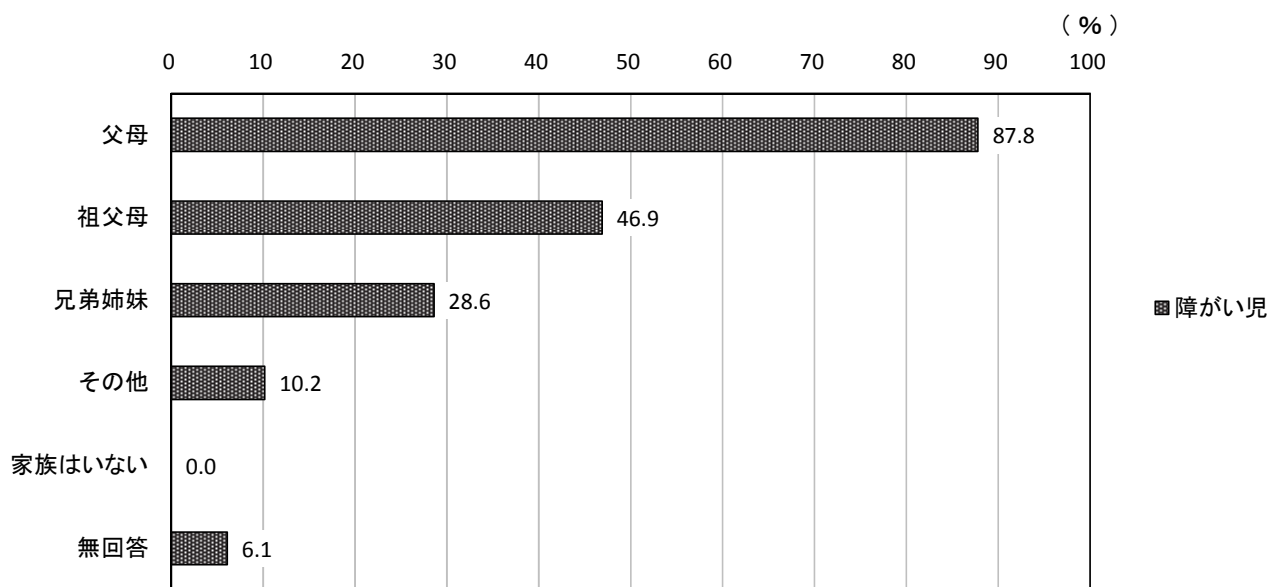
「どこにも相談していない」と回答した方は 13.2%となっています。

図表 2-19 相談支援事業所の認知度

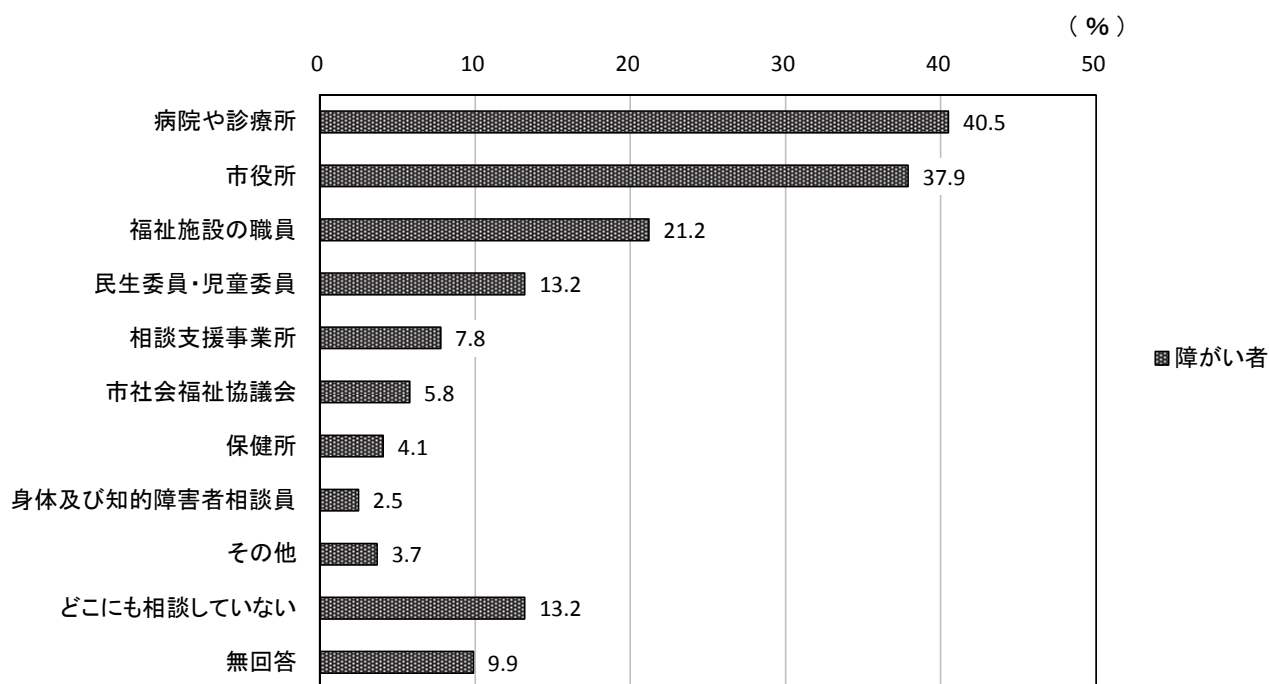
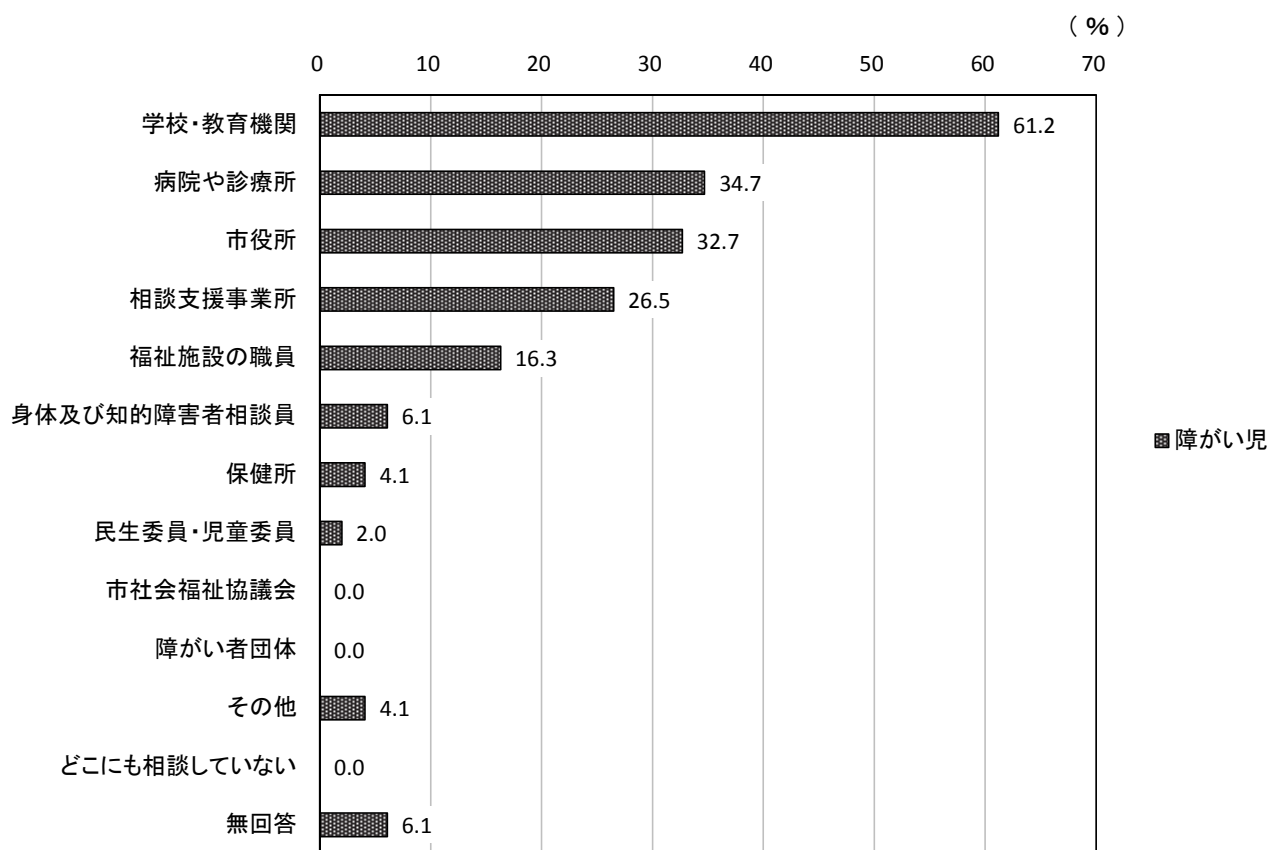


自分たちで植えた花に水やり

図表 2-20 相談する相手



図表 2-21 相談する機関・窓口



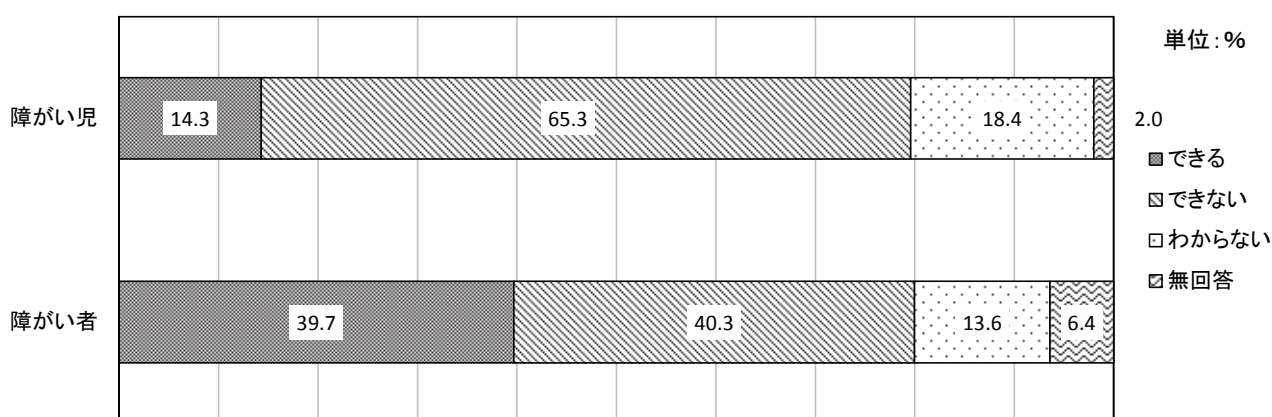
⑧災害時の対応について

災害時の対応については図表 2-22、2-23 のとおりで、「一人で避難できる」(障がい児：14.3% 障がい者：39.7%)、家族などがいない場合近所に助けてくれる人が「いる」(障がい児：30.6% 障がい者：43.0%) と、共に半数以下となっています。

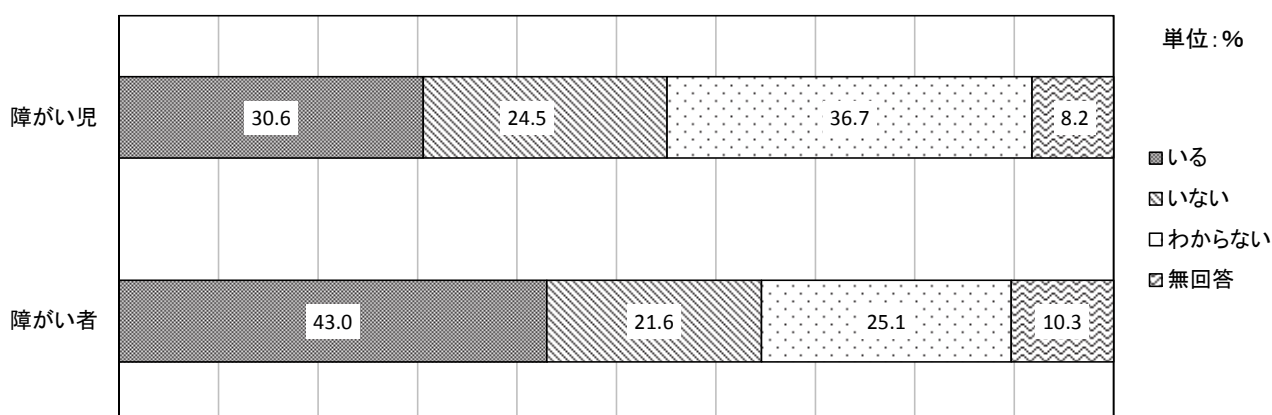
避難した時に困ることについては図表 2-24 のとおりで、障がい児では「安全なところまで、迅速に避難できない」(46.9%)、「周囲の人とコミュニケーションがとれない」(40.8%)、「避難所の設備(トイレ等)について不安」(28.6%)の順となっています。

障がい者では「投薬や治療を受けられない」(45.3%)、「避難所の設備(トイレ等)について不安」(42.6%)、「安全なところまで、迅速に避難できない」(38.5%)の順となっています。

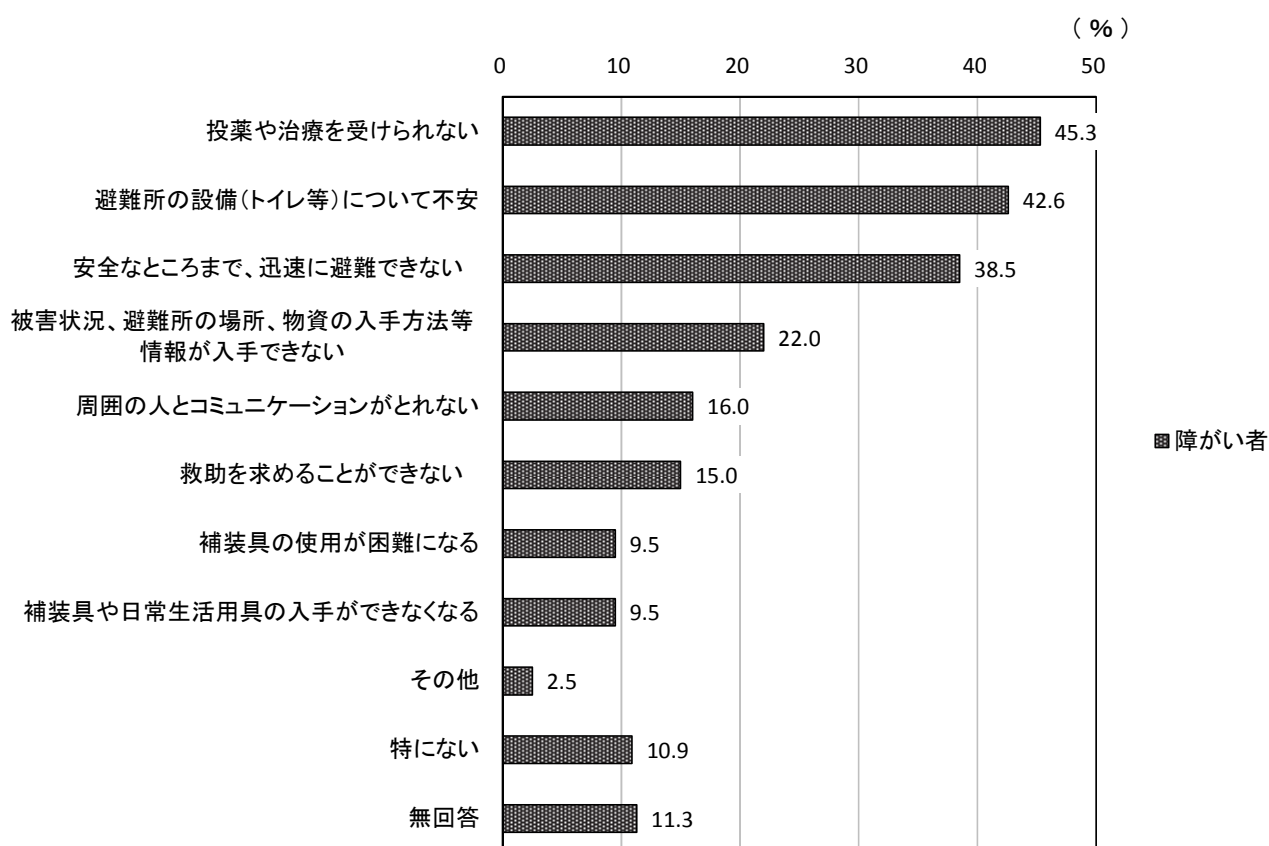
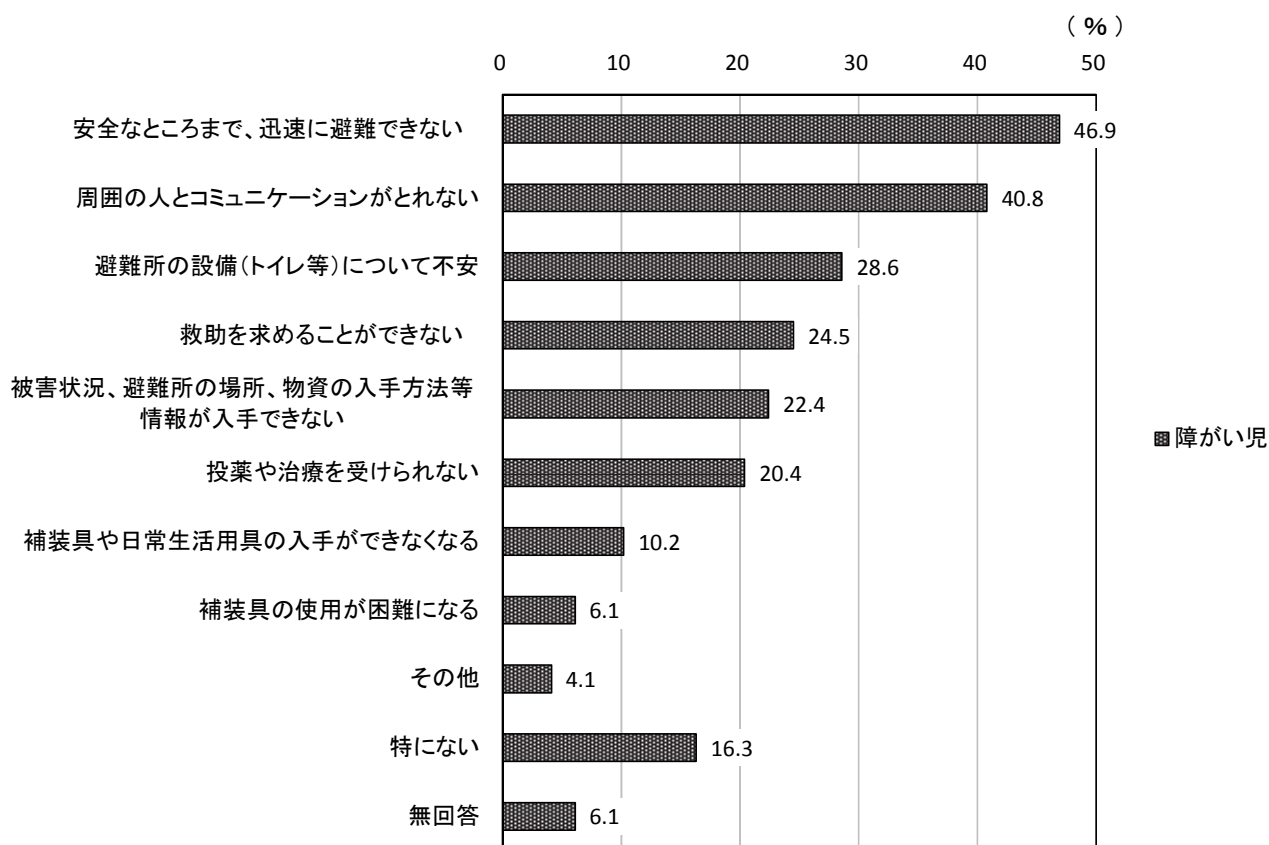
図表 2-22 一人で避難できるかできないか



図表 2-23 近所に助けてくれる人の有無



図表 2-24 避難した時に困ること



⑨外出について

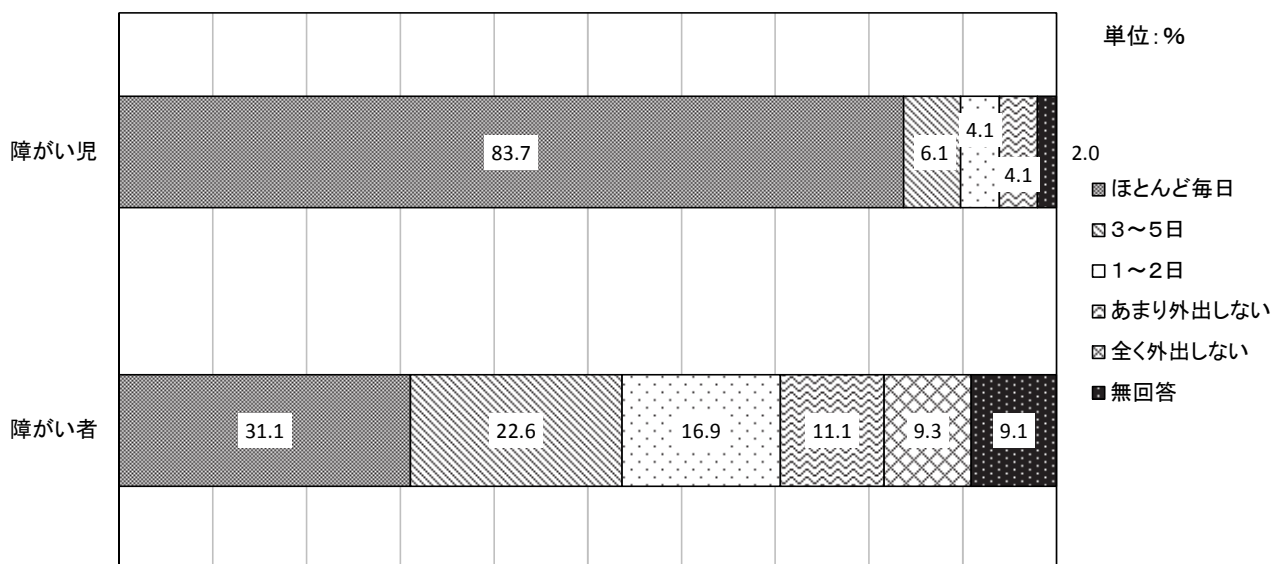
外出の頻度は図表 2-25 のとおりで、障がい児で「ほとんど毎日」(83.7%)、「3～5日」(6.1%)の順となっており、障がい者では、「ほとんど毎日」(31.1%)、「3～5日」(22.6%)、「1～2日」(16.9%)の順となっています。

また、「あまり外出しない」と「全く外出しない」を合わせると 20.4%となっています。

外出の際困っていることでは、図表 2-15 のとおりで、障がい児では、「歩道・通路の段差・障害物」(14.3%)、「建物の階段・段差」と「周囲の目が気になる」(共に 10.2%)とバリアフリーとメンタル面に関連する内容が上位を占めています。

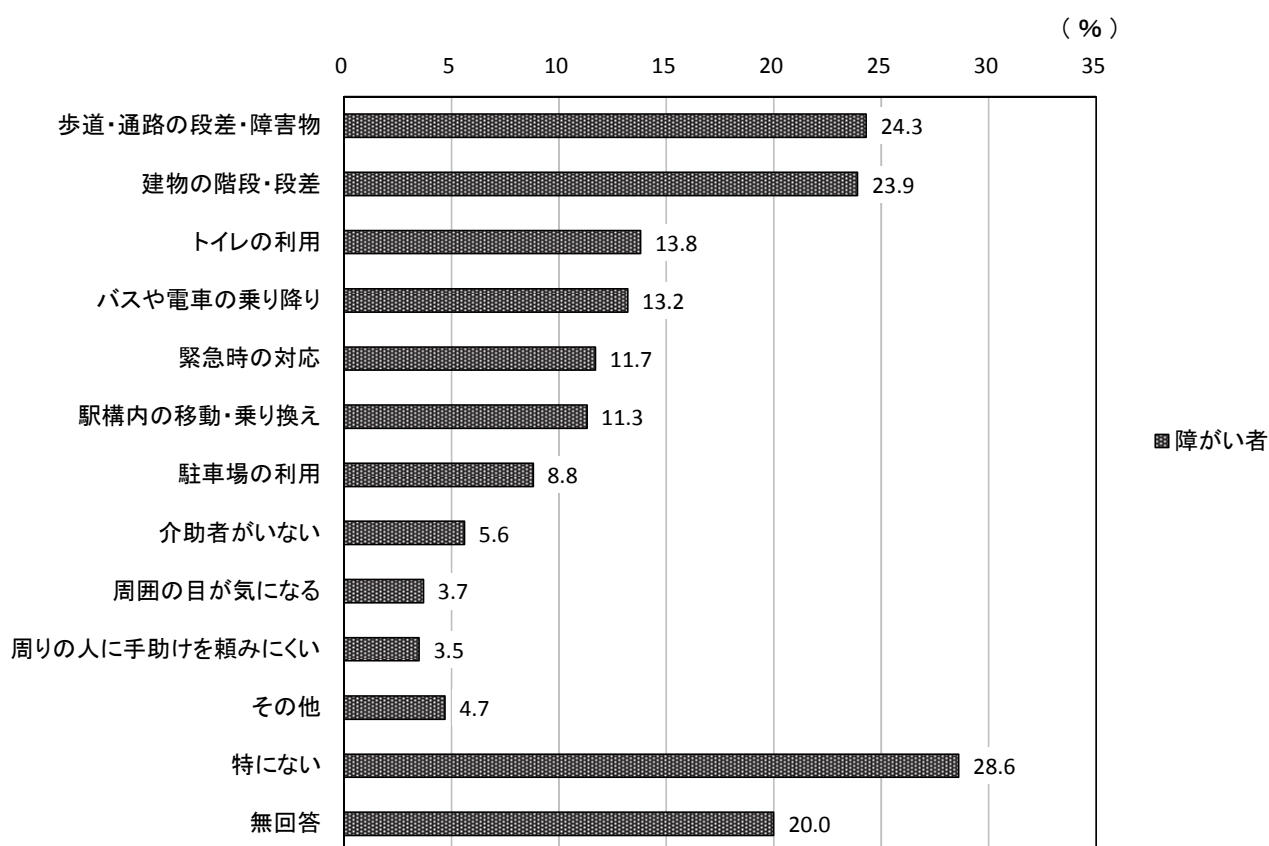
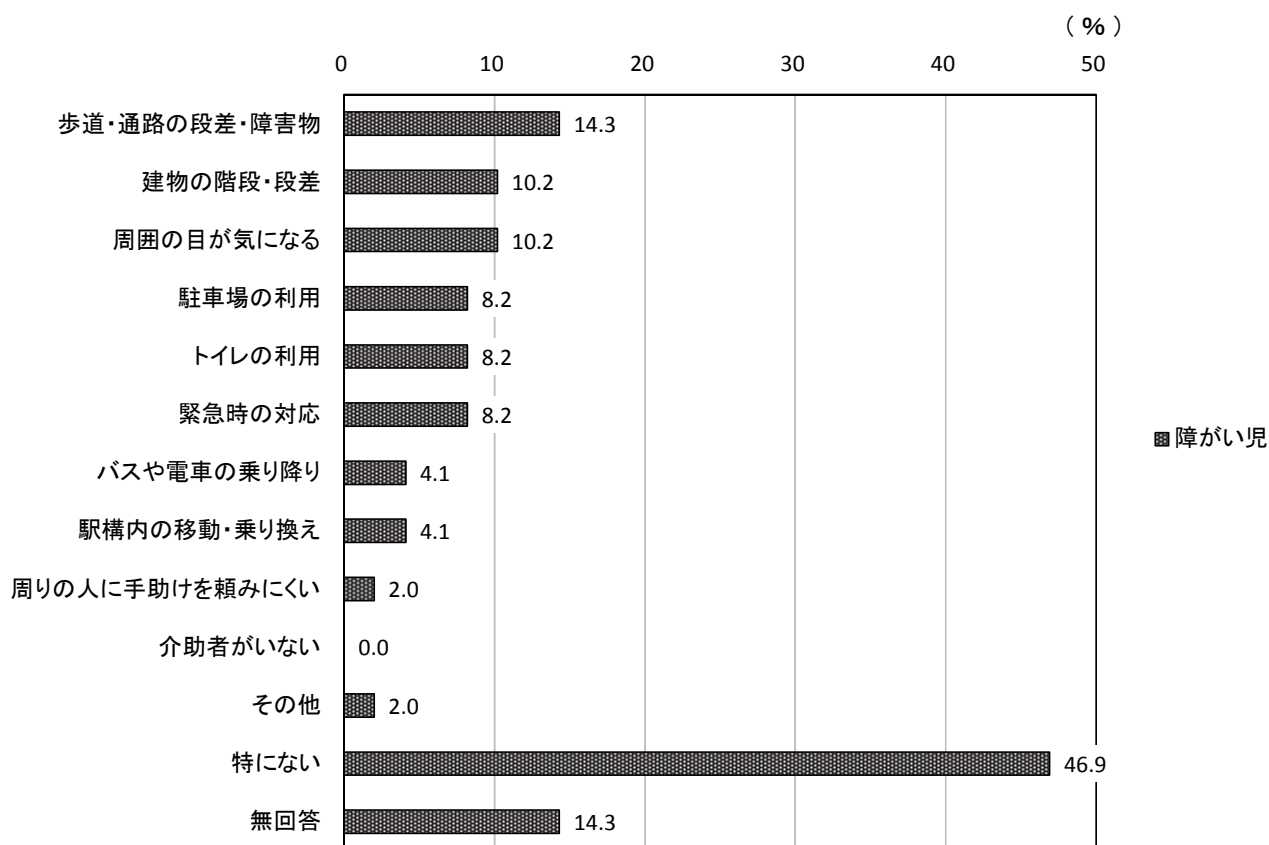
障がい者は「歩道・通路の段差・障害物」(24.3%)、「建物の階段・段差」(23.9%)とバリアフリーに関連する内容が上位を占めています。

図表 2-25 外出の頻度



地引網体験

図表 2-26 外出（通勤・通学を含む）するときに困っていること



第3章

障がい者計画

1 基本的な方針

(1) 基本理念

現在、国では障がい者を支えるための行政基盤として、「障害者総合支援法」「障害者虐待防止法」、障がいを理由とする差別の解消の推進などに取り組んでいます。

そのなかで国は、障がい者に対する施策を講じる際の基本理念として、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとしています。

鹿児島県が策定した「第4期障害福祉計画」では、計画の基本理念として「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」、「入所等から地域生活への以降、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「障害を理由とする差別の解消の推進」を掲げています。

これに伴い、日置市では本計画における基本理念を、『地域で生き、共に支え合う、交流のまちづくりの推進』とし、障がいのある方が地域で生活し、共に支え合い、交流による社会参加を推進する『共生社会』のまちづくりを目指します。

特に、平成28年4月1日より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮が市民のみならず社会全体に浸透するように啓発・広報に取り組みます。また、障がいのある方にとって安全で住みよいまちづくりを実現し、住みよい生活環境にあることを実感できるよう「日置市ユニバーサルデザイン推進企画」により、公共施設の改修やバリアフリー等の推進に努めます。

基本理念

『地域で生き、共に支え合う、交流のまちづくりの推進』

(基本理念設定の考え方)

障がいのある方が、社会の構成員としてあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合えるよう支援します。

また、自宅や地域に根ざした福祉施設において生活し、人格と個性を尊重し合い、地域住民とお互いに助け合い、交流することにより、充実した生活を送れる共生社会を目指します。

障がいのある方が地域で安心・安全に生活ができるように、一人ひとりのニーズに適した福祉サービスの提供を行うと共に、障がい者が支えられるだけでなく、共に支え合うことにより、障がいのある方もない方も安全で住みよいまちづくりを実現します。

(2) 重点施策

基本理念の実現に向けて、具体的施策を展開する必要があります。

しかし、具体的な施策を無計画に展開しても基本理念の実現は難しいものとなります。

そこで、基本理念の実現に向けて重点的に取り組むべき施策を抽出し、障がい者などの福祉を推進します。

重点施策1 障がいに対する理解の促進

障がいに対する理解は徐々に進んできていますが、障がい者への差別や虐待は今もなお発生しています。地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念を実現させるため、家庭や地域、学校、社会において子どもから大人まで市民すべてが互いに尊重し障がいへの正しい理解を深めるために取り組みます。

重点施策2 障がい者の社会参加の促進

障がい者のコミュニティやNPO等の団体での活動、企業もしくは個人での就業といった社会参加を推進するために、「就職に関する情報の提供」や「就職相談」、「ICT（情報通信技術）の利活用」による各種生活の利便性の向上を図り、仕事やその他の各種社会参加活動の機会が得られるようにします。

重点施策3 選択可能な福祉サービスの充実

障がい者などが住み慣れた地域を拠点として安心・安全に生活していくために、本人の意向に即した充実した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供や福祉器具の提供など、選択可能な福祉サービスを充実させ、地域生活への自立・移行や継続して生活するための支援を推進します。

障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年 8 月公布）

総則関係

①【目的規定の見直し】

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現する。

②障がい者の定義の見直し

③地域社会における共生など

④差別の禁止

⑤国際的協調

⑥国民の理解／国民の責務

⑦施策の基本方針

基本的施策関係

(1) 医療、介護等

(2) 年金等

(3) 教育

(4) 療育

(5) 職業相談等

(6) 雇用の促進等

(7) 住宅の確保

(8) 公共的施設のバリアフリー化

(9) 情報の利用におけるバリアフリー化

(10) 経済的負担の軽減

(11) 相談等

(12) 文化的諸条件の整備等

(13) 防災及び防犯

(14) 消費者としての障害者の保護

(15) 選挙などにおける配慮

(16) 司法手続きにおける配慮等

(17) 国際協力

2 施策の体系

基本理念	重点施策	分野別施策	具体的事業
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域で生き、共に支え合う、交流のまちづくりの推進</p>	<p>○重点施策1 『障がいに対する理解の促進』</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 権利の擁護 <ul style="list-style-type: none"> ※ (14) 消費者としての障がいの者の保護 ※ (15) 選挙などにおける配慮 2 虐待の防止 3 啓発・広報 	<p>成年後見制度利用支援事業 自立支援協議会 (権利擁護部会・差別解消支援地域協議会) 消費生活相談 福祉サービス利用援助事業 日置市障がい者等基幹相談支援センター 日置市子ども支援センター 障害者等相談支援事業 障がい者福祉大会 障害者相談員設置事業</p>
	<p>○重点施策2 『障がいの者の社会参加の促進』</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ※ (2) 年金等、(6) 雇用の促進等 2 スポーツ・レクリエーションなどの振興 <ul style="list-style-type: none"> ※ (12) 文化的諸条件の整備等 3 情報バリアフリー化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ※ (9) 情報の利用におけるバリアフリー化等 4 障がい福祉関係団体の支援 	<p>自立支援協議会(就労支援部会) 障がいの者の職場実習 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 社会体育施設・社会教育施設の利用料無料化、軽減化 意思疎通支援事業 奉仕員養成研修事業 手話通訳者設置事業 身体障害者協会活動事業補助金</p>
	<p>○重点施策3 『選択可能な福祉サービスの充実』</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活の場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ※ (7) 住宅の確保 2 保健、介護等による支援 <ul style="list-style-type: none"> ※ (1) 医療、介護等 3 障がい児支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ※ (3) 教育、(4) 療育 ※ (11) 経済的負担の軽減 4 相談支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ※ (5) 職業相談等、(10) 相談等 5 防災・防犯体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ※ (13) 防災及び防犯 6 生活環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ※ (8) 公共的施設のバリアフリー化 	<p>障害福祉サービス グループホーム利用の家賃補助 自立支援協議会(地域移行支援部会) 緊急通報体制整備事業 障がい児通所支援事業 自立支援協議会(子ども支援部会) 地域子育て支援センター 自立支援協議会(相談支援部会) 聴覚障がい者への情報提供 福祉避難所の開設 移動支援事業 日置市ユニバーサルデザイン推進企画</p>

※分野別施策内の「※」は、障害者基本法の基本的施策です。

3 施策の展開

重点施策1 『障がいに対する理解の促進』

(1) 権利の擁護

現状・課題など

知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない方が安心して日常生活を営むために、成年後見制度や消費者教育啓発についての研修会開催や市広報誌・啓発チラシ・出前講座での周知を行っています。

しかし、アンケート結果では成年後見制度を「利用したことがある（または現在利用している）」と回答した方は1.7%にとどまり、「わからない」「制度を知らない」と回答した方が60%を超える結果となっています。

差別や偏見に対してのアンケートでは、学校や職場、地域でいやな思いを経験しているという結果が出ており、潜在的なものがあると思われます。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」により不当な差別的取り扱いの禁止、障がいのある方への合理的な配慮の提供が求められるようになりました。障がいのある方が差別・偏見を経験することのないように学校や職場、地域住民へのさらなる周知が必要です。

障がいのある方は、障がいのない方と同様に意志決定の権利を有するかけがえのない個人です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれます。

障がいの種類によって意思決定が困難な方についても、日常生活や社会生活等に関して自分自身の意志が反映された生活を送ることが可能となるような支援が必要です。本人の意志を理解する代弁者や相談員等による意思決定の支援が重要となります。

事業目標

- 市民や事業者に向けて成年後見制度の研修会を実施します
- 消費生活支援員と連携し、障がいのある方の消費生活の安定と向上に努めます
- 障害者差別解消法の普及に努めます

事業名	内容	所管
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力の不十分な方々を法的に保護するために、成年後見制度を円滑に利用するため、申し立て費用などを助成する事業です。	福祉課

消費生活相談 消費者教育啓発事業	悪質かつ巧妙な手口による消費者トラブルや投資詐欺など、窓口寄せられる相談は年々複雑かつ多様化してきていることから、消費生活相談の一層の充実を図り、市民の消費生活の安定と向上に努めます。また、契約の基礎知識や悪質商法の手口、その対処法など日常生活に役立つ情報について、出前講座の実施や広報紙への掲載を行います	商工観光課
自立支援協議会（権利擁護部会・差別解消支援域協議会）	関係機関と連携して、障がい者の権利擁護に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。また、障がい者差別解消法による合理的配慮等について関係機関へ周知、啓発を行い、障がいに対する理解、促進を図ります。	福祉課

※その他の事業所等において以下の事業を実施しています。

事業名	内容	所管
福祉サービス利用援助事業	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分でない方々に対して、地域で自立した生活が送られるよう権利を擁護する事業です。	市社会福祉協議会

※参考 障害者基本法

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 二 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 三 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行なうものとする。

(2) 虐待の防止

現状・課題など

近年、障がいのある方に対する入所施設やグループホーム内での暴力行為、金銭の搾取など、障がいのある方が深刻な被害を受ける事件が大きな社会問題になっています。また、幼少期の児童虐待、家庭内暴力など、身体のみならず心の問題が社会問題化しており、対応が急がれます。

国においても、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法に加え、障害者虐待防止法が成立し、虐待防止への国及び自治体の責務が定められました。

市では虐待の早期発見や迅速かつ適切な対応を図ることを目的として、日置市障がい者等基幹相談支援センターを虐待防止センターと位置付けています。虐待の通報があった場合、関係機関と連携し施設や家庭内での事実確認を行っています。虐待認定を受けた施設等については改善計画書の提出を求めるなど再発防止に努めています。

(1) 権利の擁護でも示しましたが、障がいのある方への差別・偏見などは学校や職場、地域で潜在的なものがあるという結果が出ており、障がいに対する理解が十分とは言えない状況にあります。

こうしたことから、虐待後の対応のみならず、虐待防止に関する啓発・広報や相談体制の充実化を図り、障がいのある方への虐待の未然防止や早期発見などが求められます。

事業目標

○市民や事業者に対して虐待防止に関する啓発・広報や相談体制の充実化を図ります

事業名	内容	所管
日置市障がい者等基幹相談支援センター	相談支援事業に加え、障がい者などの虐待の通報や防止のための広報、その他の啓発活動を実施し、虐待を受けた障がい者の保護についても必要な相談・助言などを行ないます。	福祉課
日置市子ども支援センター	日置市の教育、保健、福祉の部署が連携し、次世代を担う子どもの健全な育成を図るため、子育て中の保護者並びに教員、保育士に効果的な支援を行ないます。	学校教育課

(3) 啓発・広報

現状・課題など

すべての人々が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる共生社会を実現するためには、行政が各種施策を実施していただくだけではなく、地域を構成するすべての人々が障がいに対して十分な理解と認識を深めることが大切です。

市では各相談支援事業所や日置市直営の障がい者等基幹相談支援センターにより日置市内の障がいのある方やその家族等の相談支援を実施しています。また、身体・知的障害者相談員を設置し、障がいのある方がより身近に相談できる環境づくりを行っていますが、アンケート結果からわかるように学校や職場、地域社会での偏見や差別は存在しており、また、障害福祉サービス等の支援には認知度の低い制度もあります。平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の周知はもちろんですが、すべての方に「障がい」について理解を深めていただけるよう自立支援協議会の組織等を活用しながら周知を進めていく必要があります。

平成28年度には障がいへの理解や配慮について周知し、障がいのある方の日常生活及び社会参加に対する意欲向上に協力し自立を支援するため日置市で障がい者福祉大会を実施しました。今後においても定期的に開催し、周知啓発に努めます。

事業目標

- 障がいに対する理解促進を図るため定期的に障がい者福祉大会を開催します
- 自立支援協議会を通して、市民や事業所に対し障がいのある方への配慮について周知を図ります

事業名	内容	所管
障害者等相談支援事業	障がい児の保護者または障がい者などの介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。	福祉課
障害者相談員設置事業	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を置くことで、障がい者などの福祉の増進を図ります。	福祉課
日置市障がい者等基幹相談支援センター	相談支援専門員や巡回支援専門員等を配置し、相談支援についての啓発・広報を行います。	福祉課

<p>自立支援協議会</p>	<p>地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めるため、必要な事項については、関係機関などに対し提言や提案を行ないます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>障がい者福祉大会</p>	<p>障がいに対する理解促進を図り、障がいのある方の日常生活と社会参加を促進します。</p>	<p>福祉課</p>



日置市で開催された障がい者福祉大会



国民文化祭に出場

重点施策 2 『障がい者の社会参加の促進』

(1) 就労のための支援

現状・課題など

障がい者就労支援施策の充実や障がいのある方の就労意欲が高まっている中、その適性と能力に応じて仕事に就き社会活動に参加することは、障がいのある方が地域社会において、自立して生きがいのある生活を送るうえで重要な意義を持っています。

仕事をする際の配慮についてのアンケート調査では、「障がいの状況に合わせ、働き方が柔軟であること」「職場内で、障がい者に対する理解があること」が上位であり、障がいについて職場の理解が欠かせないということがわかります。

平成 26 年度からは就労継続支援等の障害福祉サービス利用者全員についてサービス等利用計画を作成し定期的なモニタリングを行うことで、その方の特性に応じ、その能力を最大限発揮できるよう関係機関が連携する仕組みとなってきました。市では企業や市役所での職場実習を進めており、障がいのある方の特性と能力に応じた仕事へのアプローチを共有するため、自立支援協議会（就労支援部会）を開催しています。部会ではハローワークや障害者就業・生活支援センター等とも連携しながら一般就労の実現と働き方に向けた障がいの理解促進を目指しています。

今後においては、企業側のニーズと障がいのある方のニーズのミスマッチを軽減しながら働く場の機会の提供を行うため、障がい者福祉大会等において就職面談会を定期的実施するなどさらなる支援が必要と考えています。

事業目標

- 自立支援協議会（就労支援部会）により、障がい者の働き方について検討します
- 職場実習を通して企業の理解を深めます
- 障がい者福祉大会による就職面談会を定期的開催し、働く場の機会を提供します

事業名	内容	所管
自立支援協議会(就労支援部会)	関係機関と連携して、障がい者の就労に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課
障がい者の職場実習	日置市役所や一般企業において職場実習を実施し、障がい者の社会参加及び社会の理解促進を図ります。	福祉課
障害福祉サービス	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」という個別に障がい者などの利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
障がい者福祉大会（再掲）	障がいに対する理解促進を図り、障がいのある方の日常生活と社会参加を促進します。	福祉課

(2) スポーツ・レクリエーションなどの振興

現状・課題など

スポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある方の社会参加の促進や生活を豊かにする上で極めて重要であり、また、体力の向上、健康増進という観点からも大きな意義があります。

このようなことから市では障がい者スポーツの普及と社会参加を促進するため、障がいのある方への体育施設利用料減免を行っています。また、日置市身体障害者協会へ委託し、スポーツ大会やグランドゴルフ大会を開催しています。参加者の固定化に伴い参加者数の減少もみられるため、広く周知を行っていく必要があります。

国においてはスポーツ基本法などの施行により、「障がい者が積極的にスポーツを行うことができるよう配慮しつつ推進されなければならない」とされており、身体・知的障がい者のスポーツについては、毎年県大会を実施し、全国大会への選手派遣が行われています。

今後においては、障がいのある方もない方も共に楽しめる環境の整備や機会について検討する必要があります。

事業目標

- 社会体育施設、社会教育施設利用料の減免を行い、障がい者スポーツ・レクリエーションの普及に努めます
- 障がい福祉関係団体によるスポーツ大会等の活動に対して支援します
- 障がいのある方もない方もスポーツを楽しめる機会について検討します

事業名	内容	所管
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇などに資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催することにより、障がい者の福祉の向上を図ります。	福祉課
社会体育施設・社会教育施設の利用料無料化、軽減化	障がい者などの社会参加を促進するため、社会教育・社会体育施設の利用料を減免します。市内居住の障がい者については利用料を全額免除、市外居住の障がい者については、利用料の2分の1を免除します。	社会教育課



就労継続支援での作業の様子



(3) 情報バリアフリー化の促進

現状・課題など

インターネットや携帯電話の普及で情報化は急速に進展しています。国でも障害者基本法において、障がいのある方などが、円滑に情報を取得・利用し、意志を表示し、他人との意思疎通を図ることができるように、仲介する方の養成及び派遣などを講じることとされています（法第22条）。情報バリアフリー化を進めることで、障がいのある方の生活の充実や社会参加の促進を図ることが必要です。

市では、障がいのある方が円滑に情報収集やコミュニケーションがとれるように手話通訳の派遣や広報誌の点訳・音声訳を実施しています。また、市役所に用務のある聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある方の意思疎通を円滑にするため本庁に手話奉仕員を設置しています。

今後においては、各支所、公共施設でも手話通訳者や支援システムによる意思疎通について検討する必要があります。また、地域での生活や災害時に対応できるよう登録している手話奉仕員養成講座受講後の希望者について、地域で活躍できる活動内容や仕組みづくりについて検討します。

事業目標

- 手話通訳者を活用した遠隔地情報支援システム導入の必要性について検討します
- 登録している点訳・音声訳及び手話奉仕員の活動内容について検討します

事業名	内容	所管
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者などの派遣などを行うことにより、聴覚障がい者などの福祉の向上を図ります。	福祉課
日常生活用具給付事業	重度障がい者などに対し、日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。	福祉課
奉仕員養成研修事業	視覚障がい者または聴覚障がい者などとの交流活動、市の広報活動など手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成を行うことにより、視覚障がい者または聴覚障がい者などの福祉の向上を図ります。	福祉課
点字・声の広報等発行事業	文字による情報の入手が困難な視覚障がい者などに、点訳、音声訳その他わかりやすい方法による情報を定期的に提供することにより、視覚障がい者の福祉の向上を図ります。	福祉課

聴覚障がい者への情報提供	聴覚障がい者に対し、防災行政無線による放送内容をファクシミリ及び電子メールによって情報提供することにより、聴覚障がい者の福祉の向上を図ります。	総務課 福祉課
手話通訳者設置事業	市役所に用務のある聴覚、言語機能、音声機能その他の障がい者の意思疎通を円滑にするために手話通訳者を設置する。	福祉課

(4) 障がい福祉関係団体の支援

現状・課題など

障がいのある方が抱える様々なニーズに対し支援をするためには、行政の施策はもちろんですが、障がいに対する理解を深め差別・偏見のない地域社会、まちづくりが重要です。そのためには自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア、NPO法人などによる活動や近隣住民同士の助け合いなど、それぞれの立場、役割により連携していくことが求められます。

市では自治会長や民生委員などへ障がいのある方の対象となる制度の周知を行っています。また、近年本市においても増加してきた障害福祉サービス事業所や児童通所支援事業所、相談支援事業所の支援者に対して日置市の取り組みについて定期的に説明する機会を設けています。

障がい福祉関係団体への支援としては、日置市身体障害者協会へ補助金交付や活動支援を行い、地域で支え合う仕組みづくりを推進しています。また、日置市手をつなぐ育成会については今後も活動支援を継続します。

事業目標

○障がい福祉関係団体への補助金交付や活動への支援を行います

事業名	内容	所管
身体障害者協会活動事業補助金	日置市内の身体障がい者の親睦を図り、社会経済活動に参加できるよう、日置市身体障害者協会に補助金を交付することで、福祉の増進を図ります。	福祉課
手をつなぐ育成会活動支援	手をつなぐ育成会の開催する研修会や行事への参加など活動の支援を行います。	福祉課

重点施策3 『選択可能な福祉サービスの充実』

(1) 生活の場の拡充

現状・課題など

障がいのある方が地域社会で生活を営むためには、食事や住宅の確保など安心して過ごせる生活の場が必要となります。

市では障がいのある方の意志を尊重し、希望する生活を送るため、その方にあった障害福祉サービスの提供を行っており、障がいのある方が地域で自立した生活が送れるようにグループホーム利用の家賃補助を行っています。また、障がいのある方の社会参加を促すために創作的活動や生産活動、社会との交流を実施できる地域活動支援センター事業を市内外6事業所に委託しています。

自立支援協議会では平成27年度に地域移行支援部会を設立し、施設入所者や精神科病院等から地域生活への移行について課題等を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じ、地域資源を活かした体制整備を協議しています。

平成28年度から開始された在宅重度心身障害児の家族支援事業では、障がいのある方の福祉の向上だけでなく、介助者の看護・介護の負担軽減を図ります。

事業目標

- 障がいのある方の意志を尊重した障害福祉サービスの提供を行います
- 自立支援協議会（地域移行支援部会）を通して地域生活移行について課題を共有し、必要に応じてケース会議を実施します

事業名	内容	所管
障害福祉サービス（再掲）	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」という個別に障がい者などの利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
グループホーム利用の家賃補助	グループホームの家賃について、障がい者の地域移行をさらに進めるため、一定額を助成します。	福祉課
地域活動支援センター事業	障がい者などの地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与することにより、障がい者などの地域生活支援の促進を図ります。	福祉課
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室などにおいて、障がい者などに活動の場を提供し、一時的な見守りなどの必要な支援を行います。	福祉課

特別障害者手当等給付事業	重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常に介護が必要な方に対して手当を支給します。	福祉課
食の自立支援事業	在宅のひとり暮らし、もしくは虚弱な高齢者または障がい者に食関連サービスの利用調整を行い、計画的な「食」の自立支援事業を提供することにより、食生活の改善と健康増進を図り、高齢者などの在宅での自立した生活の支援や地域との交流、安否の確認など在宅福祉の推進を図ります。	福祉課
成年後見制度利用支援事業 (再掲)	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々を法的に保護するために、成年後見制度を円滑に利用するため、申し立て費用などを助成する事業です。	福祉課
自立支援協議会(地域移行支援部会)	関係機関と連携して、障がい者の地域での生活に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課
在宅重度心身障害児の家族支援事業	在宅の重度心身障害児を持つ家族に対して訪問看護師が看護を行うための経費の助成を行い、看護や介護の負担軽減となるように支援します。	福祉課

※その他の事業所等において以下の事業を実施しています。

事業名	内容	所管
福祉サービス利用援助事業 (再掲)	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分でない方々に対して、地域で自立した生活が送られるよう権利を擁護する事業です。	市社会福祉協議会



就労継続支援での店頭販売の様子

(2) 保健、介護等による支援

現状・課題など

障がいの原因となる疾病などの予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診断などによる疾病の早期発見、早期治療、療育の指導など、三次予防としての医学的リハビリテーションを充実する必要があります。また、高齢化が進む中で生活習慣病予防などの健康増進施策や介護予防施策の充実が求められています。

そのためには、障がいのある方や難病を患っている方などが地域において、保健・医療サービスを安心して受けられる体制作りが必要です。

市では障がいの軽減又は除去、あるいは進行を防止し日常生活を容易にするため更生・育成医療による医療費助成を行っています。また、精神疾患の通院に対して医療費補助制度の手続きを行っています。

介護保険制度の対象となる方（65歳以上の第1号被保険者又は40歳以上65歳未満の第2号被保険者）が、障害福祉サービスを利用する場合は、原則介護保険サービス優先となっています。ただし、一律に介護保険サービスが優先されるものではなく、申請者の個別の状況に応じ、必要とする支援内容について介護保険サービスで対応することが可能かを判断する必要があります。市では障がい者等相談支援専門員やケアマネージャーを中心とした関係者の連携を図りながら利用意向を把握した上で適切に判断しています。

緊急時に備え必要な情報を保管する救急キットの配布事業や平成27年度からは24時間対応可能な緊急通報装置システムの導入を行い、高齢者や障がいのある方の安心・安全の確保を図っています。

事業目標

- 介護保険制度の対象となる方の障害福祉サービスについて関係機関と連携を図り適切なサービスを支給します。
- 安心して医療サービスを受けられるよう各医療費助成制度について周知を図ります
- 民生委員等と協力し、緊急通報装置の普及に努めます

事業名	内容	所管
障害福祉サービス（再掲）	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」という個別に障がい者などの利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がい児（者）の方が、医療保険各法による医療を受けた場合に、その医療費の自己負担分について助成します。	福祉課
更生医療	障がいを軽減又は除去、あるいは障がいの進行を防止して、日常生活を容易にするための医療費について助成を行いません。	福祉課

育成医療	満 18 歳未満の児童で、身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると、将来において障害を残すと認められる児童であって、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために行います。	福祉課
精神通院医療	精神疾患の治療のために通院している者を対象に医療費の補助に係る手続きを行います。	福祉課
救急医療情報キット配布事業	市民の安全と安心の確保を図るため、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。	福祉課
緊急通報体制整備事業	簡単なボタン操作や人感センサーの働きにより、24 時間体制のコールセンターにつながり、救急時などの適切な対応や日常生活相談、安否確認を行う緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援します。	福祉課

自立訓練の様子



(3) 障がい児支援の充実

現状・課題など

市では、生後4か月未満の乳児を対象としたこんにちは赤ちゃん訪問をはじめ、乳幼児健診事業や育児相談等を通して障がいの早期気付き・早期支援体制の強化を図っています。また、保健師や臨床心理士による保育園・幼稚園・認定こども園の巡回訪問を行い、気になる子どもの発達や子ども・保護者との関わり方について園と共有することで、地域にある身近な園で、集団生活に適應するための支援を行っています。障がい児を受け入れている保育所が職員の加配を行う場合、補助を行うことにより障がい児の保育環境の向上を図っています。より丁寧な支援が必要と思われる場合には、療育施設での児童発達支援等の案内も行っています。

平成25年度からは身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に補聴器購入費補助を行う事業が開始されています。早い時期から補聴器の購入費用を助成することで言語の習得や教育等における健全な発達を支援しています。

療育のあり方についてのアンケート調査では「療育訓練に関する情報を提供すること」が一番多く、障がい児を対象とした障害福祉サービスの利用意向については「放課後等デイサービス」「児童発達支援」を利用したいと回答する方が多く、このことから療育に対する意識が高いことがわかります。小中学校においては、通常学級において教育的支援を必要とする児童生徒が年々増加する傾向にあり支援員の確保が課題となっています。要支援児童生徒数や個別の指導計画・教育支援計画の状況を精査した上で、配置について検討する必要があります。

平成27年度には自立支援部会（子ども支援部会）を設立し、就学前から就学後まで幅広い支援に対応できるよう福祉だけでなく教育関係者を集め各専門分野の垣根を越えた情報共有を図るよう努めています。既に療育施設による学校も含む個別支援である「保育所等訪問支援」も実施しており、制度の周知も含め今後は学校と児童通所支援事業所、園等が連携し集団生活への適應のための専門的な支援の仕方や個別支援計画の情報提供等について連携の望ましい方法を検討します。

事業目標

- 早期気付き・早期支援に向けて関係部署と連携した取り組みを行います
- 日置市障がい者等基幹相談支援センター、子ども支援センターに臨床心理士を配置し、子育てに関する相談支援体制を強化します
- ライフステージに応じた切れ目のない支援について関係者の連携を図ります

事業名	内容	所管
障害児通所支援事業	発達障がい児などに対する保健、教育、福祉などの連携体制を構築し、本人、家庭への効果的な支援や早期発見・早期療育により2次障がいの防止と本人の自信形成や保護者の子育ての負担軽減を支援します。	福祉課

障害児通所支援利用者負担無料化	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童に対して提供される障害児通所支援について、利用者負担に対する助成を行い無料化することで、早期支援の促進を図ります。	福祉課
障害児保育事業	適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が行われるよう、障がいのある子どもの福祉の増進を図ります。	福祉課
地域子育て支援センター	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安などについての相談指導や子育てサークルなどの育成・支援に努める。また、母親だけではなく、父親に対する積極的な参加を促し、さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めます。	福祉課
日置市子ども支援センター	教育相談員、家庭相談員、保健師、カウンセラーなどによる相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。	学校教育課 健康保険課 福祉課
自立支援協議会(子ども支援部会)	子どもの困り感、親の子育てにくさがあっても自分らしく生活できるよう関係機関と連携し、情報の共有をはじめ必要な社会資源の開発のため協議・提案します。	福祉課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月未満の乳児を対象に、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の状況確認や個別の相談を行います。	健康保険課
乳幼児健診事業	「3～5か月児健診」「6～8か月児健診」「9～11か月児健診(医療機関)」「1歳6か月児健診」「2歳児歯科検診」「3歳児健診」を実施し、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病や発達の遅延などの早期発見を図ります。また、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「事故防止」「母親交流」を目指した講話や個別相談対応も行います。	健康保険課
保育園・幼稚園・認定こども園の巡回訪問	市内の保育園・幼稚園・認定こども園を臨床心理士と保健師が訪問し、乳幼児健診未受診児の状況確認及び健診受診後の状況確認を行い、子どもたちへの支援について保育士・幼稚園教諭などと一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し統一した支援を行います。	健康保険課 福祉課

母子保健推進員活動	乳幼児健診や教室の案内などをとおして各担当地区の家庭訪問をし、「身近な聞き役」としての活動の実施及び行政との橋渡しをしている子育て家庭をサポートしています。	健康保険課
育児相談	相談日を設定し、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」を目指し、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が、専門的な視点で、適切な相談対応・アドバイスを行います。	健康保険課
育児支援家庭訪問事業	子どもがいる家庭のうち、子どもの育ちや母親の心身の状態などで育児ストレスや不安があり、支援が必要な家庭に対し保健師や助産師が訪問を行い、子育てをサポートします。	健康保険課
教育相談活動の充実	子育てについての相談などが気軽にできるような相談についての広報及び教育相談員などの効果的な活用を図ります。	学校教育課
小学校特別支援員配置事業 中学校特別支援員配置事業	学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する学級や、正常な学級運営が困難な学級に支援員を配置し、より一人ひとりに応じた支援を行います。	学校教育課
産後ケア事業	産後の支援が少ない方や育児不安のある産婦に対して、身体の回復や育児に関する支援を安心して受けることができるよう、助産所に宿泊し産後ケアを受ける場合の利用者負担額の補助を行います。	福祉課
親子教室	乳幼児健診等において、発達の遅れや偏りが疑われたり、育てにくさなどの不安を抱えている子どもとその保護者を対象に、遊びを通じた発達支援や相談を実施します。 必要な場合は、療育利用への早期支援を行います。	福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に補聴器購入時の補助を行う。	福祉課

(4) 相談支援体制の充実

現状・課題など

障がいのある方が地域で安心・安全に生活を送るためには、障がいのある方が抱える様々な悩みや問題を把握し、その方にあった障害福祉サービスの提供を行う必要があります。

市では、障がいのある方が自立した生活を送れるよう、各相談支援事業所や日置市障がい者等基幹相談支援センターにより様々なケースに対応できる相談支援体制をとっています。また、平成26年度から障害福祉サービスや児童通所サービスを利用するための計画（プラン）を作成することが義務付けられたことから、定期的なモニタリングを行う等、より丁寧な関わりを持った相談支援を行っています。

障がい者施策で力を入れてほしいことというアンケート調査では「相談を気軽にできるようにすること」が障がい者・障がい児ともに上位であり相談に対する要望は高い中、地域にある相談支援事業所の認知度についてのアンケート調査では障がい者・障がい児とも半数以上の方が「知らない」と回答しています。相談する機関・窓口のアンケート調査でも相談支援事業所の割合は低く周知は十分と言えない状況にあります。また、市ではピアサポートの観点から身体障害者相談員と知的障害者相談員を配置しています。障がいのある方と同じ立場で障がいに対する理解もあり、地域の実情に精通している相談員の設置について市民に周知するとともに、相談員に対しても障害福祉サービス等の制度について説明していく必要があります。

事業目標

- 各相談支援事業所や身体・知的障害者相談員の認知度をあげるため周知に努めます
- 相談内容の困難事例等を自立支援協議会（相談支援部会）で協議し相談員のスキルアップを図ります

事業名	内容	所管
障害者等相談支援事業（再掲）	障がい児の保護者または障がい者などの介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。	福祉課
障害者相談員設置事業（再掲）	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を置くことで、障がい者などの福祉の増進を図ります。	福祉課
日置市障がい者等基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として相談支援専門員や巡回支援専門員を配置し相談業務などを通じて、地域の実情に応じた支援を行います。	福祉課

地域子育て支援センター（再掲）	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安などについての相談指導や子育てサークルなどの育成・支援に努める。また、母親だけではなく、父親に対する積極的な参加を促し、さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めます。	福祉課
日置市子ども支援センター（再掲）	教育相談員、家庭相談員、保健師、カウンセラーなどによる相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。	学校教育課 健康保険課 福祉課
自立支援協議会(相談支援部会)	関係機関と連携して、障がい者の相談支援に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課

施設のみんなでお花見



(5) 防災・防犯体制の充実

現状・課題など

障がいのある方が地域社会において、安心・安全に生活を送ることができるよう防災及び防犯に関する施策を推進していきます。

防犯対策では、悪質な詐欺などに巻き込まれないよう消費者教育啓発を行うと共に、消費生活相談員の訪問など関係機関との連携を密にします。また、平成 27 年度に開始された緊急通報体制整備事業を推進し、安否確認や救急時に対応する緊急通報装置を設置することで緊急時に連絡がとれる体制を整えます。

防災対策では、聴覚に障がいのある方を対象とした情報提供方法の整備、高齢者や障がいのある方など要配慮者の把握を行っています。平成 28 年度には市内 11 箇所の施設と福祉避難所に関する協定の締結を行いました。福祉避難所は一般の避難所で生活に支障がある高齢者や障がいのある方等の要配慮者を対象に設置しており、要配慮者を介助する方も同伴し介助を行う必要があります。

今後においても災害時の受け入れ体制の整備や支援の方法等協議しながら充実を図ります。

事業目標

- 消費生活支援員と連携し、障がいのある方の消費生活相談の安定と向上に努めます
- 民生委員と協力し要配慮者、支援者について把握します
- 関係部署と連携し福祉避難所での支援について検討します

事業名	内容	所管
聴覚障がい者への情報提供（再掲）	聴覚障がい者に対し、防災行政無線による放送内容をファクシミリ及び電子メールによって情報提供することにより、聴覚障がい者の福祉の向上を図ります。	福祉課
自立支援協議会（再掲）	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めるため、必要な事項については、関係機関などに対し提言や提案を行います。	福祉課
消費生活相談 消費者教育啓発事業（再掲）	悪質かつ巧妙な手口による消費者トラブルや投資詐欺など、窓口寄せられる相談は年々複雑かつ多様化していることから、消費生活相談の一層の充実を図り、市民の消費生活の安定と向上に努めます。また、契約の基礎知識や悪質商法の手口、その対処法など日常生活に役立つ情報について、出前講座の実施や広報紙への掲載を行いません。	商工観光課

奉仕員養成研修事業（再掲）	視覚障がい者または聴覚障がい者などとの交流活動、市の広報活動など手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成を行うことにより、視覚障がい者または聴覚障がい者などの福祉の向上を図ります。	福祉課
緊急通報体制整備事業（再掲）	簡単なボタン操作や人感センサーの働きにより、24時間体制のコールセンターにつながり、救急時などの適切な対応や日常生活相談、安否確認を行う緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援します。	福祉課
福祉避難所の開設	市では災害発生時における要配慮者の避難所生活に支障が生じることがないように、バリアフリー化が図られた福祉避難所を開設するため市内 11 箇所の施設と協定を締結しています。原則として、福祉避難所への移送は介助者が行い、福祉避難所においても同伴し要配慮者の介助を行います。	総務課

地域の清掃活動



※参考 福祉避難所

東市来町

施設名称	所有者	電話番号	所在地
介護老人保健施設 シルバーセンター光の里	(医)誠心会	099-274-0550	湯田 3613 番地
ケアハウス光の海	(社福)恵理会	099-246-6111	伊作田 7078 番地
介護老人福祉施設秋光園	(社福)九十九会	099-274-3770	長里 360 番地 1

伊集院町

施設名称	所有者	電話番号	所在地
介護老人福祉施設やはずの里	(社福)健康村	099-273-8211	飯牟礼 369 番地 1
介護老人保健施設 アンダンテ伊集院	(医)健誠会	099-272-5181	妙円寺三丁目 1303 番地 1
介護付き有料老人ホーム ビクトリア街	(医)誠心会グループ	099-272-0055	徳重 342 番地 3

吹上町

施設名称	所有者	電話番号	所在地
障害者支援施設吹上学園	(社福)曙福祉会	099-296-2308	湯之浦 2758 番地
介護老人福祉施設喜楽奈家	(社福)曙福祉会	099-245-1588	湯之浦 2758 番地
介護老人保健施設 湯之浦ナーシングホーム	(医)昭泉会	099-296-5411	湯之浦 1353 番地
養護老人ホーム美里 盲養護老人ホーム光の岬	(社福)佑心会	099-296-3033	小野 1482 番地 1
高齢者多機能福祉施設 ふきあげタウン	(医)誠心会	099-245-1580	小野 1478 番地

注：福祉避難所の開設については市が要請した場合に限ります

(6) 生活環境の充実

現状・課題など

市では、補装具費給付や日常生活用具給付事業により住居の階段や段差のバリアフリー化、杖や車椅子などの支給といった住環境の整備を行っています。また、自動車免許取得助成事業や移動支援事業などにより障がいのある方の移動手段を確保し社会参加を促進しています。

公共機関管理の建築物については、これまで高齢者や障がいのある方が生活しやすい環境を整えるため、段差解消や道路の点字ブロック敷設などを行っています。しかし、アンケート結果では外出の際に困っていることとして「歩道・通路の段差・障害物」が障がい者・障がい児ともに最も多く、今後も継続して取り組む必要があります。一方で改修等を施さなくても今ある情報を集約し詳細に公開することで障がいのある方が利用する環境を選択できる仕組み（例えば避難所や観光地の施設の情報を見て、行ける・行けないの判断ができるような情報）ができないか日置市ユニバーサルデザイン推進企画において検討します。

障がいのある方にとって安全で住みよいまちを実現していくには、住環境の充実だけでなくユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進、建築物、道路、公園、交通機関などにおけるバリアフリー化及び障害物の撤去が不可欠です。バリアフリーの進行形と言われている「ユニバーサルデザイン」とは障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず誰もが快適に利用することのできる空間デザインを指します。また、生活していくうえで、コミュニケーション上のハンディキャップの軽減を図ることは、社会参加を促進するために重要であり、行政のみならず民間企業や住民が一体となり取り組む必要があります。平成28年4月に施行された障害者差別解消法では障がいのある人から対応を求められる意志を伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することとなっています。

今後においては、第2次総合計画による将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち」を目指して障がいのある人もない人も共に生きる住みよいやさしいまちづくりに努めます。

事業目標

- 補装具、日常生活用具等の給付により住環境を整備します
- 障がいのある方が利用しやすい環境を選択できるしくみ（ユニバーサルデザイン）の推進について関係部署と連携して取り組みます

事業名	内容	所管
日常生活用具給付事業（再掲）	重度障がい者などに対し、日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。	福祉課
自動車運転免許取得助成事業	障がいのある方の普通免許取得に要する費用の一部を助成することにより、就労等の地域活動への参加を促進します。	福祉課

自動車改造助成事業	身体障がい者が就労などに伴い、自らが所有し運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図ります。	福祉課
コミュニティバス運行事業 乗合タクシー運行事業	市内においてコミュニティバスを運行することで、市民の交通の利便を確保します。	企画課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者などについて、外出のための支援を行なうことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。	福祉課
補装具費給付	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って日常生活や働くことを容易にするため補装具の交付や修理を行ないます。	福祉課
救急医療情報キット配布事業 (再掲)	市民の安全と安心の確保を図るため、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。	福祉課
緊急通報体制整備事業 (再掲)	簡単なボタン操作や人感センサーの働きにより、24時間体制のコールセンターにつながり、救急時などの適切な対応や日常生活相談、安否確認を行う緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援します。	福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入 費助成事業 (再掲)	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に補聴器購入時の補助を行う。	福祉課
福祉有償運送	バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合において、公共の福祉を確保する観点から、NPO法人などによるボランティア有償運送により自家用有償旅客運送を実施しております。	福祉課
日置市ユニバーサルデザイン推進企画	施設等の改修だけでなく、今ある情報を集約し詳細に公開することで誰もが住みやすく利用しやすいまちを目指します。	商工観光課 企画課 福祉課

第 4 章

參考資料

1. 日置市障がい者計画等検討委員会委員名簿

種別	団体等名	氏名	職名
第1号委員（1名） 保健医療機関の代表	日置市医師会	清田 隆二	代表
第2号委員（2名） 福祉関係者の代表	社会福祉協議会	井上 幸一	会長
	民生・児童委員協議会	松原 悟	副会長
第3号委員（1名） 学識経験者	鹿児島国際大学	高木 邦明	元教授
第4号委員（5名） 障がい福祉施設等の 代表	ゆすの里	佐藤 文彦	園長
	特定非営利活動法人 樹	花木 広昭	理事長
	子どもの家療育クラブ	潟山 康博	園長
	太陽の里	瀬戸山 豪	園長
	ふるさと学園	河野 史代	理事長
第5号委員（2名） 障がい者団体の代表	日置市身体障害者協会	佐藤 彰矩	会長
	日置市手をつなぐ育成会	花木 千鶴	会長
第6号委員（3名） 関係行政機関の代表	串木野養護学校	時任 恵美	学校長
	伊集院保健所	宇田 英典	所長
	日置市小中学校長会	松永 幸二	会長
第7号委員（2名） その他市長が必要と 認めた者	伊集院公共職業安定所	幸 一成	所長
	公募委員	宇都宮 径子	
合計		16名	

2. 日置市障がい者計画等検討委員会設置要綱

平成23年3月18日

告示第26号

改正 平成25年2月7日告示第12号

平成28年9月1日告示第104号

(設置)

第1条 障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市障害福祉計画（以下これらを「障がい者計画」という。）の策定及び変更その他必要な事項を審議する組織として、日置市障がい者計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障がい者計画の進捗状況に関すること。
- (3) 障がい者計画の数値目標等の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい者等に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者の代表
- (2) 福祉関係者の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 障がい福祉施設等の代表
- (5) 障がい者団体の代表
- (6) 関係行政機関の代表
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(日置市障害福祉計画推進協議会設置要綱の廃止)

2 日置市障害福祉計画推進協議会設置要綱（平成20年日置市告示第101号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日以後の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成25年2月7日告示第12号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日告示第104号）

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

3. 用語解説

【ア 行】

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization の略。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づき、一定の要件を満たした団体が、都道府県などからの認証を受け、法人登記を行い法人として活動している団体をNPO法人と言います。

【カ 行】

学習障がい（LD）

Learning Disabilities の略で、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。

家庭相談員

家庭児童相談室等において、児童を育てる上でいろいろな問題を抱えている親に対して、助言や指導を行う人のこと。

教育相談員

学校内において生徒との面談を通して、「生徒の悩み」「不安」「ストレス」等に対して、カウンセリングを行う人のこと。

共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であり、障がいのある方は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と、自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担することが求められています。

居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

障がい児（者）、高齢者、難病患者などの家庭などにホームヘルパーを派遣して、身体介護や家事援助、生活に関する相談、助言など日常生活上の世話をを行うサービスです。

グループホーム

地域社会の中にあるアパート、一戸建てなどの住宅において、数人の障がいのある方が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されることです。

高機能自閉症

自閉症のうち、知的機能の発達の遅れを伴わないものを言います。

公共的施設等

病院、劇場、集会場、百貨店、道路、公園、旅客車両など不特定かつ多数の人が利用する施設などをいいます。鹿児島県福祉のまちづくり条例においては、公共的施設の新築などをしようとする者は、整備基準に適合させる努力義務が規定されています。

更生医療

障がい認定の対象となった機能障がいを軽減、除去または代償することによって、日常生活能力を回復させることを目的とする医療のことです。

【サ 行】

自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達障がいのことです。

社会資源

利用者の生活ニーズを解決していくための物的・人的資源の総称。社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体などのことを言います。

社会福祉協議会

社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のことを「社会福祉法人」といい、社会福祉協議会は、その1つです。社会福祉に関する事業・活動を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

手話通訳

聴覚に障がいのある方とない方の中で、手話を使い相互コミュニケーションを仲介すること。手話通訳奉仕員養成講座を修了し登録する手話奉仕員、手話通訳者全国統一試験に合格し都道府県に登録する手話通訳者がいます。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいます。

障害者支援施設

障害者総合支援法に規定する施設で、夜間に「施設入所支援」昼間に「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援B型」を行います。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設です。

障害福祉サービス

心身に何らかの障がいをもつ人を対象としたサービスで、「障害者総合支援法」に基づいて行なわれる「居宅介護」や「重度訪問介護」、「行動援護」などを実施するサービス等の事。

情報バリアフリー化

障がいのある方や高齢者が、パソコンやインターネットといった情報通信技術を利用する際の、様々な障壁を取り除くことです。

身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者の福祉の増進を図るため、地域の身体障がい者の相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体などと連携をとり、援護思想の普及に努めます。

成年後見制度

痴呆のある高齢者や、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を守り支援する制度。各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人などが選任されます。

【タ行】

短期入所事業（ショートステイ）

障がい児（者）を介護している家族などが、一時的に介護困難になったと場合に、当該障がい児（者）を障がい者福祉施設などに一時保護するサービスのことです。

知的障害者相談員

知的障害者福祉法に基づき、知的障がい者の福祉の増進を図るため、地域の知的障がい者又はその保護者などの相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体などと連携をとり、援護思想の普及に努めます。

注意欠陥／多動性障がい（ADHD）

Attention-Deficit / Hyperactivity-Disorder の略で、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものを言います。

点訳奉仕員

所定の講習を受けて、印刷された文字や手書きの文字を点字に改める点訳技術を習得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成する者を言います。

特定疾患

「難病」と言われるもののうち、国による公費助成が必要と判断されている疾患のこと。

【ナ行】

内部障がい

身体障がいの一種類で、呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、肝臓機能障がい、膀胱・直腸障がい、小腸障がい、後天性免疫不全症候群がその障がいです。

認定こども園

就学前の子供に対して、幼児教育と保育の両方を提供し、また地域における子育て支援事業を行う施設の事。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方を言います。

【ハ行】

発達障がい

子どもの成長過程において、心身の発達に遅れがある状態のことを言います。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障がいのある方の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器などがあります。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

【ラ 行】

ライフステージ

人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階のことです。

リハビリテーション

障がいのある方の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいのある方のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある方の自立と参加を目指す考え方です。

療育

障がいのある児童に対する医療や教育など、発達を促すための一連の取組みのことを言います。

臨床心理士

医療、教育相談、福祉、司法・行政、産業などの諸機関において心理臨床活動に従事する者で、（財）日本臨床心理士資格認定協会の審査を経て資格認定証を交付された心理臨床専門家のことを言います。